

# 1. JBICの概要

|                              |    |
|------------------------------|----|
| 1. プロフィール                    | 2  |
| 2. JBICのあゆみ                  | 4  |
| 3. トップメッセージ                  | 6  |
| 4. 株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律について | 12 |
| 5. 役員等一覧                     | 16 |
| 6. 中期経営計画(2021～2023年度)       | 18 |
| 7. サステナビリティ                  | 26 |
| サステナビリティの実現に向けた取組方針          | 26 |
| E 環境                         | 30 |
| S 社会                         | 36 |
| G ガバナンス                      | 43 |
| JBICの気候変動への取り組み              | 45 |
| 8. 2022年度の事業概況               | 48 |



# 1. プロフィール

## JBICの目的

株式会社国際協力銀行 (JBIC) は、日本政府が全株式を保有する政策金融機関であり、一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、以下に示した4つの分野について金融業務を行い、もって、日本および国際経済社会の健全な発展に寄与することを目的としています。

日本にとって重要な資源の  
海外における開発および取得の促進

日本の産業の国際競争力の維持  
および向上

地球温暖化の防止等の  
地球環境の保全を目的とする  
海外における事業の促進

国際金融秩序の混乱の  
防止またはその被害への対処

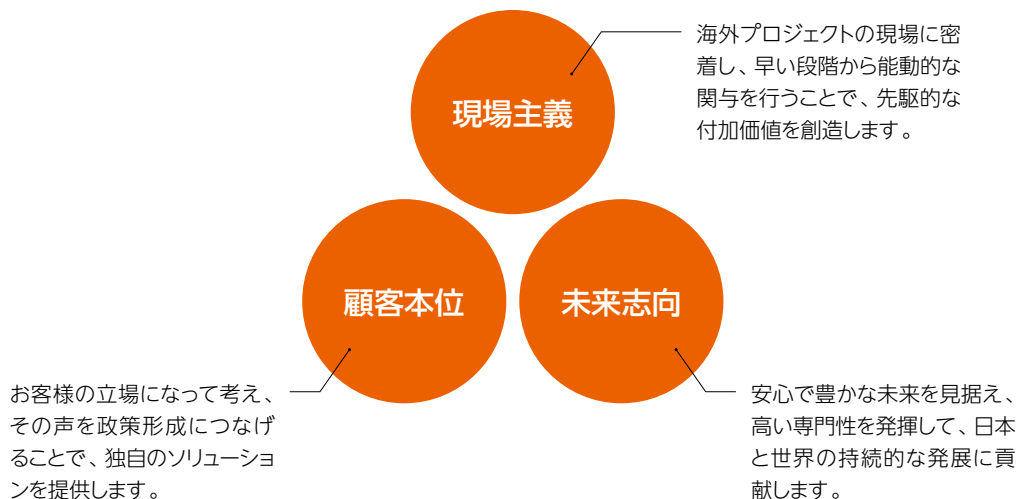
## コーポレート スローガン

日本の力を、世界のために。  
Supporting Your Global Challenges

## 企業理念

JBICの目的は、設立根拠法に示されるとおり、多様な金融機能を担いつつ、「我が国および国際経済社会の健全な発展に寄与すること」にほかなりません。それを成し遂げるため、私たちは、以下に示した企業理念を定めています。ここには、私たちが、その目的の実現に向けて追求すべき「現場主義」「顧客本位」「未来志向」の三つのコアバリューが込められています。

国際ビジネスの最前線で、  
日本そして世界の未来を<sup>ひら</sup>展きます。



## 業務運営の原則

政策金融機関として、以下を旨としつつ、国内外の経済・金融情勢等に即応して迅速・的確に、政策上必要な業務を実施します。

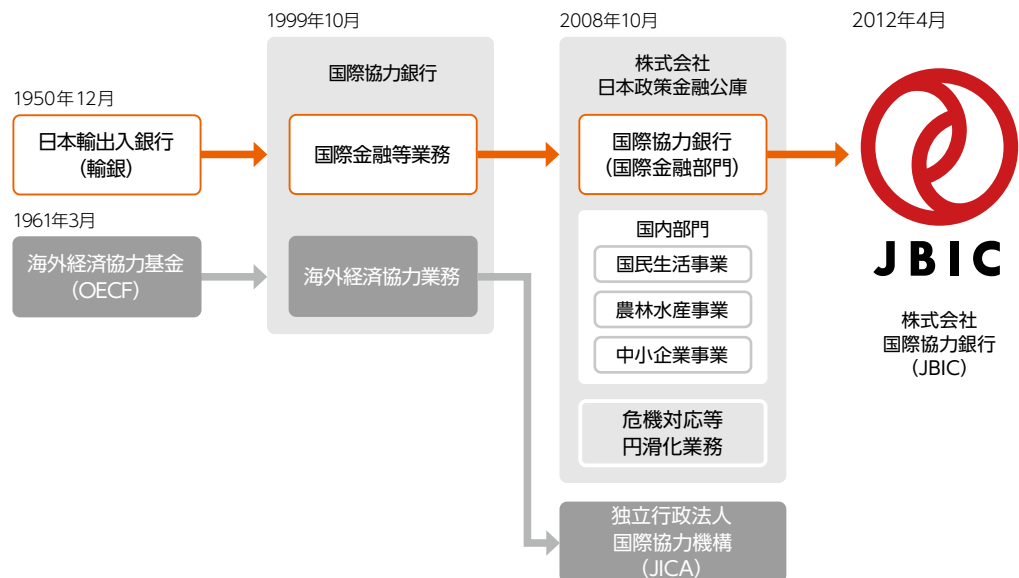
- 1 民業補完** 政策金融に求められる役割を適切に果たすべく、国際金融分野における民間金融機関の状況をふまえ、その補完に徹します。
- 2 収支相償・償還確実性** 法律の求めに従って、収支の健全性の確保に努め、その金融判断にあたっては、融資等の回収の見込みについて十分な審査を行うよう努めます。
- 3 国際的信用の維持・向上** 業務の的確な実施および海外での効率的な資金調達のため、これまで築いてきた国際的な信用の維持・向上に努めます。
- 4 業務の専門的・主体的な遂行** 国際金融に関する専門性と主体性を発揮し、一貫した体制のもとで、円滑な業務の実施に努めます。

## 行動原則

- 一、公益の追求。日本と国際社会への貢献、その使命を全うします。
- 一、顧客の満足。お客さまの立場で悩み、考え、そして行動します。
- 一、プロとしての責任。いかなる仕事にも、主体的に取り組みます。
- 一、果敢なるチャレンジ。失敗を怖れず、新たな価値を創造します。
- 一、スピードとコスト。効率を意識し、仕事の質を高めていきます。
- 一、チームワーク。仲間と心をひとつに、大きな成果を追求します。
- 一、倫理観と遵法精神。JBICの一員としてモラルを持ちつづけます。

## 沿革

2011年5月2日公布・施行の株式会社国際協力銀行法に基づき、2012年4月1日に株式会社国際協力銀行として発足しました。



## 組織概要

|        |   |
|--------|---|
| 名称     | 株式会社国際協力銀行<br>(英文名: Japan Bank for International Cooperation; JBIC) |
| 本店所在地  | 東京都千代田区大手町1丁目4番1号   |
| 資本金    | 2兆1,088億円(日本政府が全株式保有)(2023年6月21日現在)                                 |
| 出融資残高* | 15兆9,986億円  |
| 保証残高*  | 1兆5,376億円   |

※ 2023年3月31日時点

## 2. JBICのあゆみ

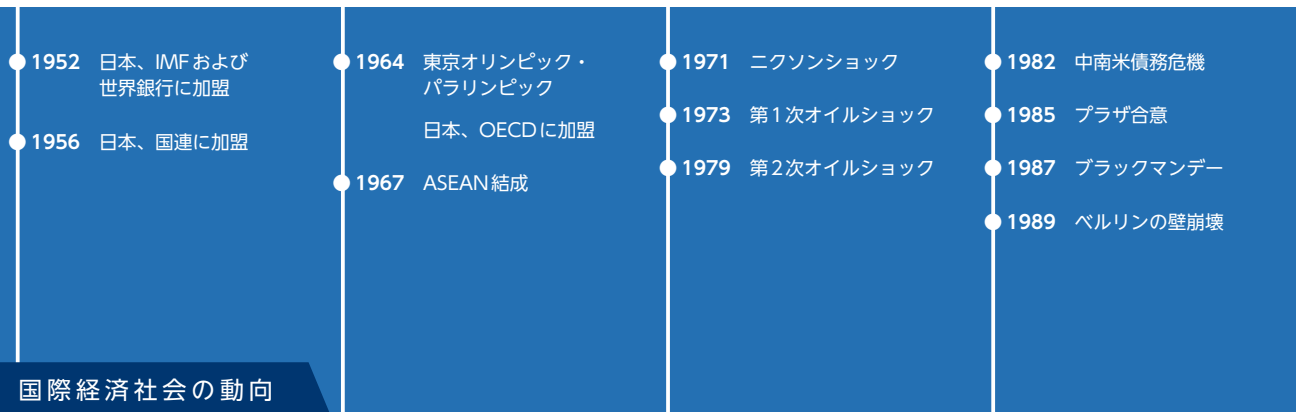
国際協力銀行 (JBIC) は、1950年に「日本輸出銀行」として、重機械類の輸出を促進するために設立されました。

以来、日本を取り巻く国際政治経済状況や日本企業の海外ビジネス形態の変遷を踏まえ、

それぞれの時代の要請に応えるべく、機能の充実・変容を図ることで、その責務を果たしてきました。

一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、

JBICは、これからも日本および国際経済社会の健全な発展に貢献し続けます。





パナマ運河拡張プロジェクト

- 1992 ブリッジローンの追加
- 1993 ブルガリア向けアンタイトローン調印 (日本政府の資金協力計画 (~1997年) に基づく第1号案件)

- 1998 日本政府の「新宮澤構想」等に基づくアジア支援策の実施 貸付残高10兆円を超える

- 1999 環境配慮のためのガイドライン制定 日本輸出入銀行と海外経済協力基金の統合により **国際協力銀行設立**



サハラII石油・天然ガス開発プロジェクト

- 1991 バブル崩壊  
ソ連崩壊
- 1992 国連気候変動枠組条約 (UNFCCC) 採択
- 1993 EU発足
- 1994 メキシコ通貨危機 (テキーラ危機)
- 1997 アジア通貨危機
- 1999 ユーロ誕生

- 2001 特殊法人等整理合理化計画閣議決定

- 2003 環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン施行 (2009年、2015年に改訂)

2000

- 2008 国際協力銀行と国内3公庫の統合により **株式会社日本政策金融公庫設立** 国際金融危機を受けた危機対応業務の実施 (~2011年3月)



英国都市間高速鉄道プロジェクト



チリ エスペランサ銅鉱山開発プロジェクト

- 2001 アメリカ同時多発テロ
- 2005 京都議定書発効
- 2008 リーマンショック

- 2010 地球環境保全業務 (GREEN) の創設 J-MRVガイドライン制定

- 2011 部門制 (ミッション・分野別の営業体制) を導入 円高対応緊急ファシリティの創設 (~2013年3月)

- 2012 株式会社日本政策金融公庫からの分離・独立により **株式会社国際協力銀行設立** 第1期中期経営計画策定

2010

- 2013 海外展開支援出資ファシリティの創設 海外展開支援融資ファシリティの創設 (~2018年6月)

- 2015 第2期中期経営計画策定
- 2016 エクイティファイナンス部門の新設 特別業務の開始

- 2017 株式会社経営共創基盤との共同で株式会社JBIC IG Partners設立

- 2018 第3期中期経営計画策定 質高インフラ環境成長ファシリティ (QI-ESG) の創設 (~2020年1月)



英国 Moray East 洋上風力発電プロジェクト

- 2010 欧州債務危機 アラブの春
- 2011 東日本大震災
- 2015 COP21 (国連気候変動枠組条約第21回締約国会議) にて「パリ協定」に合意
- 2016 パリ協定発効

2020

- 2020 成長投資ファシリティの創設

- 2021 ポストコロナ成長ファシリティの創設 第4期中期経営計画策定 「JBIC ESGポリシー」を策定

- 2022 サステナビリティ統括部の新設 グローバル投資強化ファシリティの創設

- 2023 サステナビリティ・アドバイザー委員を選任 「株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律」が成立

- 2020 英国・EU離脱 新型コロナウイルス感染拡大

- 2021 東京オリンピック・パラリンピック

- 2022 ロシア軍、ウクライナ侵攻

### 3. トップメッセージ

## 日本企業のエネルギー変革、デジタル変革を支援し、 日本経済の持続的成長と地球規模課題の解決に貢献します。

国際協力銀行(JBIC)に対する皆様のご理解ご支援に心から感謝申し上げます。

世界経済は、新型コロナウイルス感染症に伴う行動制限が解除されたものの、ロシアによる不当なウクライナ侵攻が、エネルギーや食糧などの安定確保を困難にしました。インフレや金利の上昇とともに、地政学的なリスクが国際経済社会に深刻な影響を及ぼし、不確実性が高まっています。そして、脱炭素社会の実現、貧困や飢餓の解消などSDGsの達成に向けて貢献していかなければ、一国の繁栄も成り立たない時代を迎えています。

こうした状況において、日本経済が持続的に成長していくためには、人口減少・少子高齢化への対処とともに、経済安全保障の確保、サプライチェーンの強靱化、気候変動問題など地球規模課題への貢献、デジタル変革への挑戦といったグローバルな視野を持った取り組みが必要です。

日本政府は、GX(グリーントランスフォーメーションおよびDX(デジタルトランスフォーメーション)について、人への投資やイノベーションを重視し、脱炭素社会に向けたトランジションの加速や、自由で開かれたインド太平洋を踏まえたパートナーシップの推進に向けて、公的金融機関の積極的な関与・支援に期待しています。

JBICはこれに応じて、第4期中期経営計画(2021~23年度)のもと、脱炭素社会の実現に向けたイノベーションやエネルギー変革・デジタル変革、SDGsへの貢献などを重点に置いて、日本企業の海外展開を支援しています。2023年4月には、国際協力銀行法が改正され、サプライチェーンの強靱化や、スタートアップ企業の後押しといった面で、JBICの機能強化が図られました。



先行きが見通し難い時代にあってもこそ、信頼できるパートナーが重要です。JBICはお客様との信頼関係や、各国政府や機関との長年のパートナーシップを活かしつつ、機敏に動ける組織、積極的にリスクを取っていく組織、問題を解決していく組織でありたいと考えています。

今後とも、日本企業の海外展開のプラットフォームとして、皆様のご期待にお応えし日本と世界の持続的発展に貢献してまいります。

変わらぬご支援をよろしくお願い申し上げます。

株式会社国際協力銀行  
代表取締役総裁

林 信光

## 総裁就任1年を振り返る

2022年度は、コロナ禍により停滞してきた社会・経済が正常化に向かいつつある一方で、ロシアのウクライナ侵攻がもたらしたエネルギー危機、食糧危機、サプライチェーンの寸断により、先進国ではインフレや金利の上昇、途上国・新興国では飢餓や債務超過など深刻な影響が広がりました。わたしたちが慣れ親しんできたリベラルな民主主義、市場経済に基づくグローバリゼーションなどの価値観が危機的な状況にあります。

このような状況のもとで、日本が経済成長し、かつ世界の中で存在感を高めていくために、JBICが果たすべき役割は一層重要になっています。

2022年6月に国際協力銀行法施行令の一部を改正する政令が施行され、先進国における輸出・投資金融の支援対象を拡充しました。

また、2023年4月には、国際協力銀行法が改正され、JBICの機能強化が図られました。これにより、①「日本の産業の国際競争力の維持・向上に資するサプライチェーンの強靱化」、②「デジタル・グリーンなどの成長分野を見据えた、スタートアップ企業を含む日本企業のさらなるリスクテイクの後押し」、③「国際協調によるウクライナ復興支援への参画」といった分野での支援が可能となりました。

## 大きく伸長した2022年度実績

2022年7月に創設した「グローバル投資強化ファシリティ」等を活用し、JBICはポストコロナを見据えて、脱炭素化、サプライチェーン強靱化などにつながる新しい事業、新しいリスクに積極的に取り組むことで、日本企業の海外展開を幅広く支援し、2022年度の出融資・保証承諾実績は、前年度比12.1%増の2兆3,152億円となりました。

日本のエネルギー・資源の安全保障に貢献する取り組みとして、日本企業による液化天然ガス(LNG)の安定調達に必要な資金の融資、カナダにおけるリサイクル資源である電気・電子廃棄物の権益取得などに対する融資を行いました。

また、日本企業が出資するブラジル企業が炭素排出量の少ない鉄鉱材料を日本に輸出するビジネスを支援しました。製鉄は特にCO<sub>2</sub>排出量の多い産業であり、この支援を通じて脱炭素化に貢献します。

日本の産業の国際競争力の維持・向上に向けた取り組みとしては、インフラ分野でカナダの地下鉄建設・運行プロジェクトに融資を行いました。海外M&Aでは、半導体製造に必須のフォトレジストの設計・開発・製造事業を行う米国法人の買収案件や、アニメ配信事業を運営する米国法人の買収案件に対する融資を行うなど、幅広い分野で日本企業の事業展開を支援しました。

## グリーンファイナンス、トランジションファイナンス、ソーシャルインパクトファイナンスを通じた地球規模の課題に対処する取り組み

JBICが特に重点を置いてきたのは、国際経済社会の持続可能な発展に向けたファイナンス支援で、グリーンファイナンス、トランジションファイナンス、ソーシャルインパクトファイナンスが挙げられます。

グリーンファイナンスでは、フランスの洋上風力発電事業やエジプトの2つの陸上風力発電事業

など再生可能エネルギー事業への支援だけでなく、送配電を担う電力系統(グリッド)事業にも視野を広げ、日本企業が参画する英独国際連系線事業やアラブ首長国連邦における高圧直流海底送電事業を支援しました。脱炭素化を進める各国が、太陽光や風力、地熱など再生可能エネルギーを拡充していくうえで重要になるのがグリッドの強化です。海外事業を通じて日本企業が再生可能エネルギーやグリッド事業に関する経験・ノウハウを蓄積することは、国内での事業展開にもつながると考えています。

さらに、2023年インドネシア政府の海洋の環境保全を目的とするブルーボンドとしてのサムライ債の発行をサポートしました。これは海外発行体が初めてサムライ債市場でブルーボンドを発行したもので、沿岸のマングローブ林の維持・保全を通じて生態系の多様性を確保しようという取り組みを支援するものです。この事業のように、分解性プラスチックの開発製造や、海洋の汚染防止・水質改善への支援を通じて、海洋の環境保全にも寄与していきたいと考えています。

グリーンファイナンスに必要な資金を調達するために、JBICにおいてもグリーンボンドを2022年1月と10月に発行しました。グリーンボンドは、再生可能エネルギー、クリーンな交通輸送、グリーンビルディング等の気候変動対策・環境保全を目的とする事業に資金用途を限定して発行する債券です。JBICは今後も、投資家のニーズに応え、グリーンファイナンスの拡大に寄与してまいります。

トランジションファイナンスとしては、脱炭素化と経済成長との両立を目指す途上国・新興国に対して、JBICは相手国のカーボンニュートラルへのロードマップを確認しつつ、よりクリーンで省エネルギーにつながる発電設備への転換を、再生可能エネルギーの導入やグリッドの強化と併せて支援していきたいと考えています。

ソーシャルインパクトファイナンスとして、今後の経済成長が期待されるアフリカでも取り組みを行っています。特に注目している取り組みにベナンでの太陽光発電事業があります。政治・経済・社会情勢の厳しいサブサハラ諸国はカントリーリスクの面から投資が困難な国が多く、ODA(政府開発援助)が中心的な役割を担っています。そうした中JBICは、ベナンの小学校の屋根にソーラーパネルを付設する発電事業を支援しました。授業中に太陽光発電で子供たちのランタンを充電し、家に持ち帰ったランタンの明かりで勉強ができます。学校に来ないと充電できないので登校率が高まり、児童労働を減らすなど社会的課題の解決にもつながる取り組みです。JBICはこうした社会性の高いビジネスにも目を向けて、力強く支援したいと思っています。

アフリカ以外の地域においても、2022年5月にはワクチン製造企業や治療薬製造企業等を含むコロナ対応を行うインドのヘルスケアセクターへの支援を、インド輸出入銀行を通じて実施しました。9月にはメキシコ政府による、貧困地域の生活環境改善を目的とするSDG債としてのサムライ債の発行をサポートしました。これはメキシコ政府が初めてサムライ債市場でSDG債を発行したもので、教育、医療など社会インフラの改善の取り組みを支援するものです。

このように、JBICは今後も、さまざまな金融手法を活用し、気候変動対策をはじめとする地球規模の課題や社会的課題の解決に貢献していきます。

## サプライチェーン強靱化、中堅・中小企業支援

サプライチェーン強靱化では、ベトナムの工業団地開発の支援を行っています。ベトナムは、サプライチェーンの複線化を図る日本企業の投資意欲の高い国です。また、ベトナム政府は2050年にカーボンニュートラルを実現するという目標を立てており、JBICはベトナムの地場銀行を通じ



国際協力銀行法の  
改正による機能強化を活かし、  
イノベーション・エネルギー変革、  
日本の産業のサプライチェーン強靱化、  
デジタル・グリーンなど成長分野への支援に  
積極的に取り組んでいます。



て太陽光発電事業などの支援も行っています。

中堅・中小企業への支援では、京都府の企業がベトナムで廃棄されるお米を原料とするライスレジンというバイオプラスチックを使ってごみ袋や玩具の製造販売をする事業や、滋賀県の企業がバタフライピーというマメ科の植物を用いて天然由来の青い食品着色料をタイで製造販売する事業などに融資しており、地域の雇用創出、産業振興にも貢献しています。

また、日本企業がマレーシアで行うペットボトルリサイクル事業にも融資しています。日本ではペットボトルの8～9割がリサイクルされていますが、マレーシアでは約16%にとどまっています。ペットボトルリサイクルはビジネスとなるだけでなく、現地の人々のリサイクル意識を高め行動を変えていく取り組みとしても意義があると考えています。

## 新時代に合わせた組織改革と働き方改革

JBICは、第4期中期経営計画のテーマである脱炭素社会の実現に向けたイノベーションやエネルギー変革・デジタル変革、SDGsへの貢献を見据え、JBIC自身の組織や制度改革に積極的に取り組んでいます。

2022年6月に、取締役会の諮問機関として「サステナビリティ・アドバイザリー委員会」を、経営会議の委任を受けた審議機関として「サステナビリティ委員会」を新設しました。サステナビリティに関する重要事項を、取締役会等による監督の下、経営会議、サステナビリティ委員会、統合リスク管理委員会で議論します。また、サステナビリティの実現に向けた取り組みを一元的に推進・発信していく部署として「サステナビリティ統括部」を設置しました。営業部門においても、水素、アンモニアをはじめ次世代エネルギーへの対応を上流から下流まで一体的に取り組む部署として、7月に「次世代エネルギー戦略室」を新設しています。

2022年10月には、JBICとして初めて気候関連財務情報開示タスクフォース (TCFD) の提言に基づく国際的標準に沿った開示を行いました。気候変動対策におけるビジネスの役割の大きさを認識し、気候変動に伴うリスクを適切に管理するとともに、積極的にイノベーションに取り組み、それを公表するものであり、今後、バージョンアップを図っていきたいと思っています。また、2023年4月には人権方針を発表し、組織としての人権尊重に対するコミットメントを示しました。今後も人権尊重に取り組み、サステナビリティの実現を推進してまいります。

働き方改革については、コロナ禍に対応を進めたりリモートワークを継続的に行えるようにハイブリッドワークを前提とした環境整備、各種業務の電子化などハード面だけでなく、働きやすい環境づくりを目指し、勤務時間の柔軟化や育児・介護などと仕事との両立を支援できる制度設計に務めています。私は、個々人のアイデンティティーを尊重し、職員一人ひとりが自分の仕事がお客様にとどまらず世の中にいかに役立っているかを実感できる組織、いわば「バリュー型」の組織をつくっていきたいと考えています。

そうした組織づくりを確実に進めるために、2023年6月に「役員コミットメント」として、役員がコミットする事項を取りまとめ、行内に示しました。職員の多様性を尊重し、役職に関わらず対等に対応すること、どんな場合でも誰もが発言しやすい組織風土をつくること。従来の価値観にとらわれず、新しいこと、新しいやり方にチャレンジし、職員の成長を促す組織文化に変革すること。そして、役員としてビジョンを示し、求心力を高めていくことを目的としています。

私は、この役員コミットメントだけでなく、2023年4月の法律改正についても、職員全員に直



接メッセージを発信するなど、情報共有と理解促進を図っています。

私が自戒している言葉に、カエサルの「人は自分が見たいように世界を見る」というフレーズがあります。状況を冷静に判断することなく、自分の都合の良いように物事を理解してしまう、自分が欲しい情報しか受入れなくなることへの警鐘です。世界経済は急速に変転しており、産業も日々生まれ変わっているのですから、お客様とのコミュニケーションを絶やさず、現場で起きていることを自分の目で見て体感し、自らも成長していかないといけない。そのために「アジャイル（機敏）」「プロアクティブ（能動的）」「リソースフル（機転が利く）」が大切です。日頃よりフットワークを軽くして、環境変化に後追いで対応するのではなく変化を自ら先取りし、リスクを取って問題解決能力を最大限に発揮していくということです。JBICのみんながお客様に新しいアイデアやファイナンスを提案・提供することはもちろん、お客様や関係者を結びつけ、相手国政府や関係当局との橋渡しをすることも含めて、当たり前のようにできる組織にしたいと思っています。

## 第4期中期経営計画の仕上げに向けて

先述の国際協力銀行法の改正により、日本企業のパートナーとなる外国企業もパッケージで支援可能となるほか、日本企業の海外法人が海外の資源を引き取る場合にも輸入金融を活用できる、サプライチェーン強靱化に必要な資金を国内経由で融資できるなど、日本企業のニーズに一層即した金融支援が可能となりました。また、スタートアップ企業や中堅・中小企業への出資・社債取得が可能となり、資源開発、新技術・ビジネスモデルの事業化、スタートアップ企業への出資などについて、JBICがよりリスクを取って支援する分野が拡大されました。

さらに、国際協調によるウクライナ復興支援に向けて、国際金融機関によるウクライナ向け融資をJBICがサポートできるようになりました。これまでも日本企業がウクライナで行う事業をJBICが支援できましたが、今後は、日本政府の方針のもとウクライナの経済活動で大きな役割を果たしている国際機関と連携してJBICが融資に対する保証を提供することが可能となりました。

2023年5月のG7広島サミットに先立つG7新潟財務大臣・中央銀行総裁会議を経て、6月に「ウクライナ投資プラットフォーム」に参画するJBIC、欧州復興開発銀行や欧米の開発金融機関が覚書に調印しました。さらに、JBICはウクライナの難民を多数受け入れているポーランドへの支援として、ポーランドの国営銀行がウクライナ支援基金に充てる目的でサムライ市場で行った資金調達に保証を供与しました。こうしたJBICの取り組みに対し、G7広島サミットにおいて、ゼレンスキー大統領からも感謝の言葉をいただきました。

ウクライナ復興支援は多国間連携が進められますが、JBICは、これまでも日米豪、日米豪印の連携に取り組んできました。最近では、豪州企業が南太平洋島嶼国地域で移動体通信事業等を運営している通信事業者を買収する案件において、資金支援の主体となる豪州のカウンターパートの豪州輸出金融公社と連携して、JBICと米国国際開発金融公社（DFC）が支援を行っています。

第4期中期経営計画の仕上げに向けては、今回の法改正によるJBICの機能強化を生かし、エネルギー資源の安全保障、地球規模課題の対応、サプライチェーンの強靱化、質の高いインフラの海外展開、スタートアップによる新たな市場創出への支援に一層努めてまいります。

さらに、昨今の高度な経済活動を踏まえて、日本の政府金融機関としてJBICの出融資機能、保証機能、リスクテイク機能、さらには多国間連携や日本企業のビジネスパートナーである外国企業などとの連携など、総合的で前例にとられない金融支援を通じて、皆様の海外事業展開に貢献していきたいと考えています。

# 4. 株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律について

日本経済を取り巻く国際情勢の変化等を踏まえて、2023年4月に「株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律」が成立し、JBICのさらなる機能強化が図られました。これに伴い、①日本の産業の国際競争力の維持・向上に資するサプライチェーンの強靱化、②デジタル・グ

リーンなどの成長分野を見据えた、スタートアップ企業を含む日本企業のさらなるリスクテイクの後押し、③国際協調によるウクライナ復興支援への参画、といった分野での支援が可能となりました。

## 日本の産業の国際競争力の維持・向上に資するサプライチェーンの強靱化

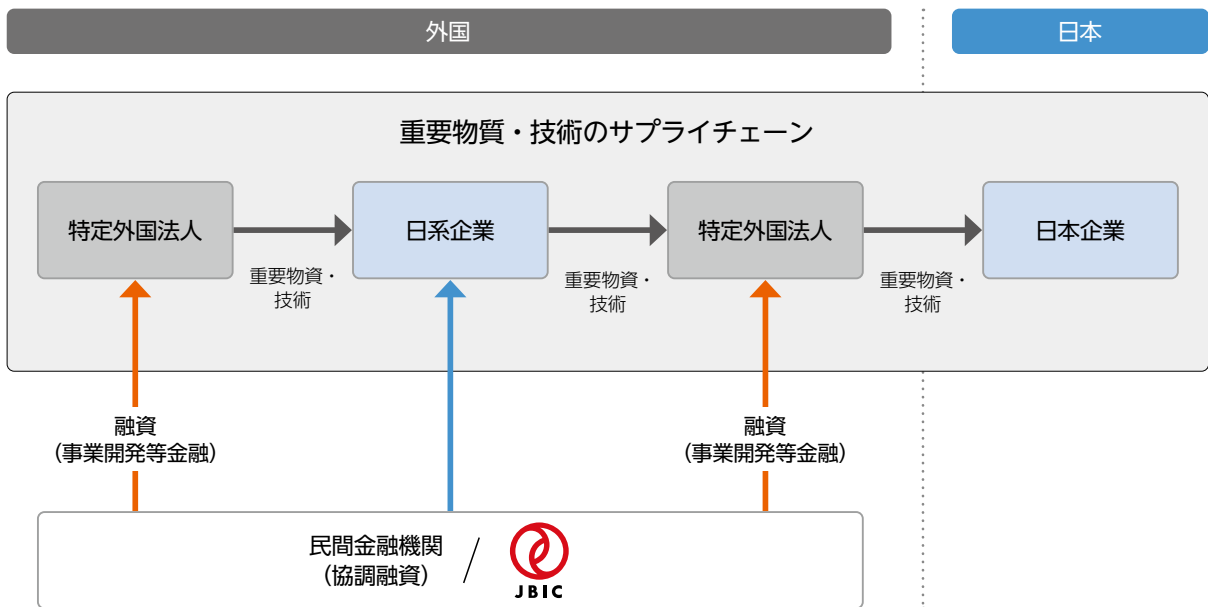
- 日本の産業の国際競争力の維持・向上を図る上で重要な物資・技術のサプライチェーンや日本企業の海外事業に必要な基盤を支える外国企業を支援可能になりました。
- 海外の資源を日本に輸入する場合のみならず、日本企業が海外で引き取る場合も輸入金融による支援が可能になりました。
- 日本企業のサプライチェーン強靱化のための海外事業資金を対象とする国内融資が可能になりました。

### 4

#### ① 特定外国法人向け事業開発等金融 (概要)

サプライチェーン強靱化

- 日本の経済活動・国民生活に必須の重要物資・技術のサプライチェーンや産業基盤が幾層にも渡り、国際分業が進んでいる実態等を踏まえ、これらに組み込まれた外国企業(=特定外国法人)を事業開発等金融の対象に追加。
- 日本の産業の国際競争力の維持・向上を図る上で重要な物資・技術、日本企業の海外事業に必要な基盤は財務省令で指定。



- 新たに可能になったもの
- 従来から可能なもの

株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律について

「株式会社国際協力銀行法施行規則」が定める以下の事業を行う「特定外国法人」が支援対象となります。(2023年10月1日時点)

| (1)「重要な物資」に関する事業   |
|--|
| 以下の事業のうち、日本企業・日系企業が調達する物資の供給網の強靱化に必要なもの<br><ul style="list-style-type: none"> <li>・我が国にとって重要な資源の開発</li> <li>・再生可能エネルギー源による発電に必要な設備等の製造</li> <li>・蓄電池の製造</li> <li>・船舶・航空機の部分品・附属品の製造</li> <li>・医療機器の開発および製造</li> <li>・医薬品の開発および製造</li> <li>・電動機(モーター)の製造</li> <li>・半導体(製造に必要な原材料および装置を含む)の製造</li> <li>・食料の生産(農業を含む)に必要な肥料、農機具その他の物資の開発および製造</li> <li>・低炭素素材の製造</li> </ul> |
| (2)「重要な技術」に関する事業   |
| 以下の事業のうち、日本企業・日系企業が利用する技術の提供の促進に必要なもの<br><ul style="list-style-type: none"> <li>・人工知能関連技術の開発</li> <li>・量子計算機その他の量子の特性を利用した装置に関する技術の開発</li> <li>・バイオテクノロジーに関する技術の開発</li> <li>・ブロックチェーン技術の開発</li> </ul>  |
| (3)「海外事業に必要な基盤」に関する事業  |
| 以下の事業のうち、日本企業・日系企業の海外における事業活動に必要なもの<br><ul style="list-style-type: none"> <li>・再生可能エネルギーによる電気の供給に必要な発電、送電その他の基盤の整備</li> <li>・情報通信技術を活用するための基盤の整備(情報通信に係る人工衛星の打上げ、追跡および運用を含む)</li> <li>・医療</li> </ul>   |

「特定外国法人」に対する融資等を実施するにあたっては、経済安全保障の視点を含む日本の産業の国際競争力の維持および向上に資するよう、以下の点等の審査を行います。

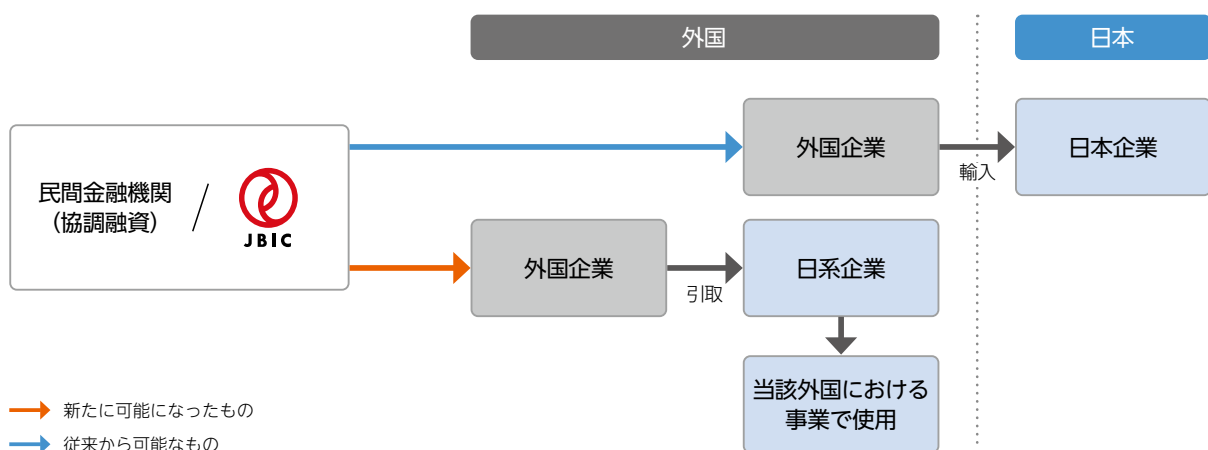
1. JBICによる融資等が、日本企業が調達する重要物資のサプライチェーン強靱化や日本企業が利用する重要技術の提供促進に必要であるか。
2. 外部の法的環境等により支援対象事業に支障が生じる懸念がないか。
3. 我が国の産業のノウハウやデータが外部に流出する懸念がないか。

## ② 海外への資源の引き取りを対象とする輸入金融

### サプライチェーン強靱化

■ 本邦企業のサプライチェーンが日本国外にも展開される中、日本への輸入だけでなく、日本企業・日系企業が事業展開する海外において資源を引き取る場合でも、輸入金融による支援が可能になりました。

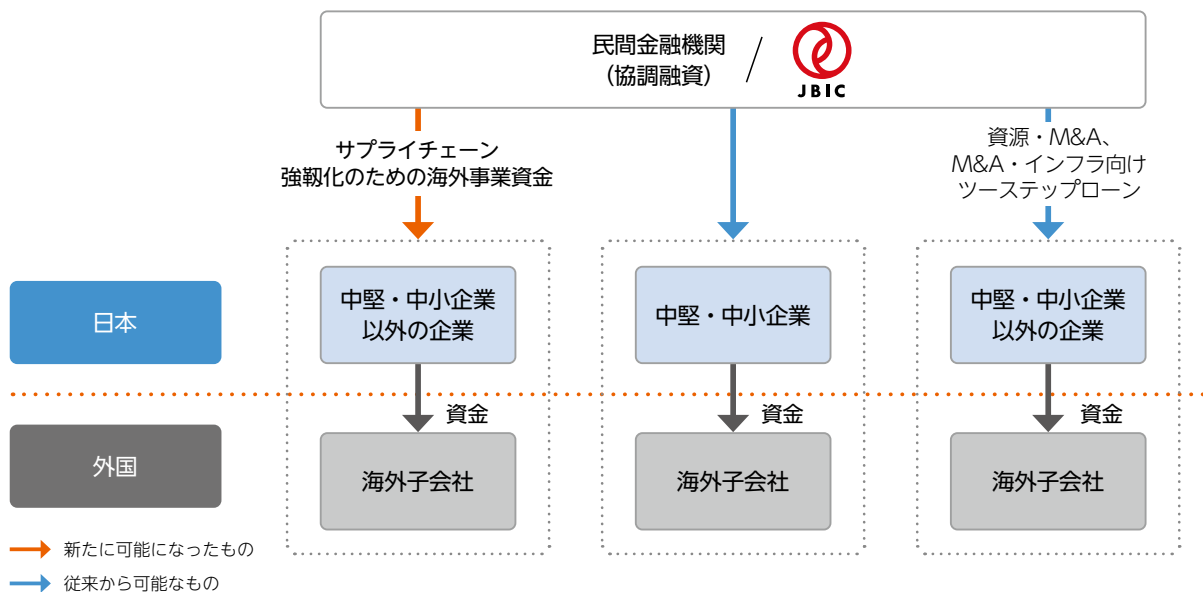
※「我が国にとって重要な資源」：石油、石油ガス、天然ガス、石炭、ウラン、金属鉱物、金属、磷鉱石、螢石、塩、木材、木材チップ、パルプ、バイオマス(動植物に由来する有機物であってエネルギー源として利用することができるもの(原油、石油ガス、可燃性天然ガスおよび石炭並びにこれらから製造される製品を除く。))をいう。)に由来する燃料、水素、燃料として使用されるアンモニア、その他の我が国にとって重要な資源。



### ③ サプライチェーン強靱化のための海外事業資金を対象とする国内融資

サプライチェーン強靱化

- 日本企業のサプライチェーンが国境を越えて面的に広がっている実態等を踏まえ、現行の資源・M&A、ツーステップローン等に加え、サプライチェーン強靱化のための海外事業資金を国内融資の対象に追加。
- 日本企業による、原材料等の製造・開発・輸送・調達から、製品の加工・組立て・輸送・販売まで、日本企業の海外サプライチェーンを上流から下流に亘って支援。



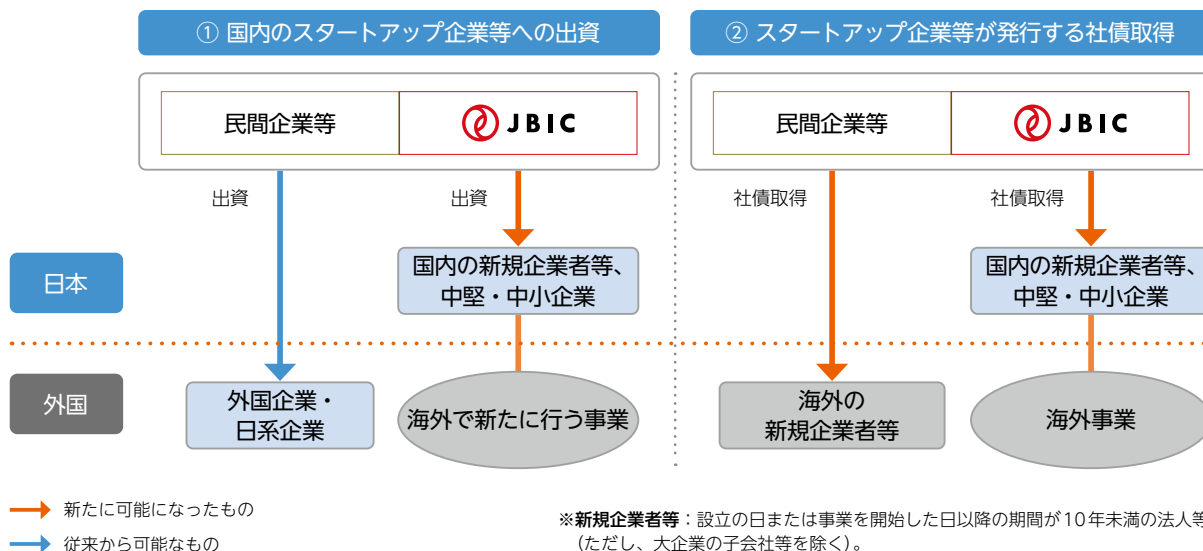
## スタートアップ企業を含む日本企業のさらなるリスクテイクの後押し

- 海外事業を行う国内のスタートアップ企業（設立または事業開始から10年未満の法人等）や中堅・中小企業への出資・社債取得等が可能になりました。
- 特別業務の対象分野に、資源開発事業、新技術・ビジネスモデル活用事業、スタートアップ企業への出資・社債取得を追加しました。

### ① 国内のスタートアップ企業等向け出資・社債取得

リスクテイク後押し

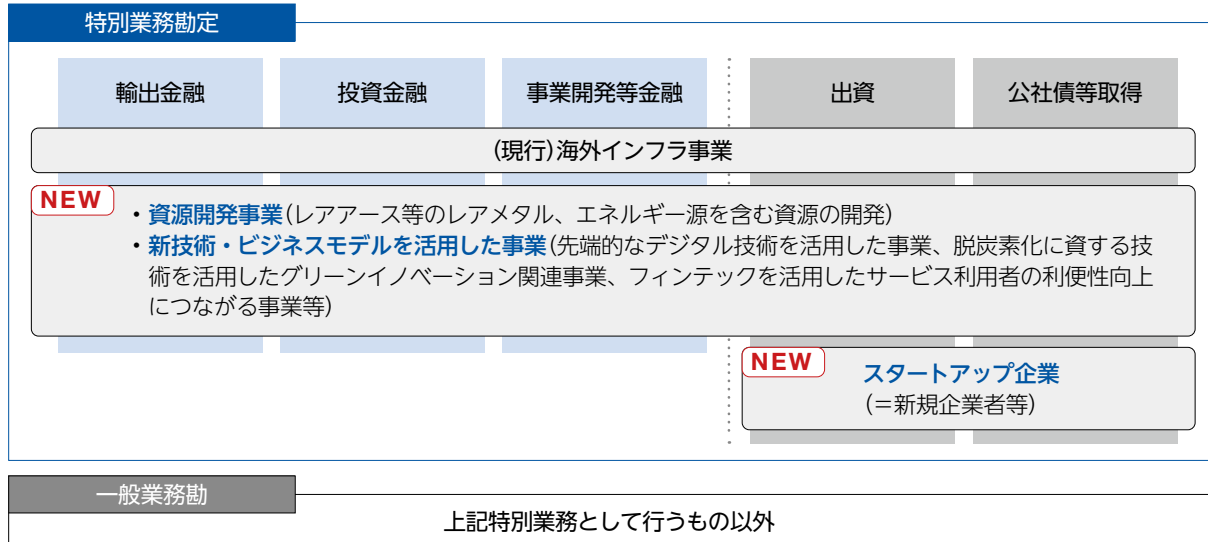
- 今後の成長が見込まれるスタートアップ企業（=新規企業者等）や、国内での事業実績を経て海外展開を目指す中堅・中小企業の海外事業資金調達を支援するため、①国内のスタートアップ企業等への出資および②スタートアップ企業等が発行する社債取得を業務対象に追加。



## ② 特別業務の対象分野追加

リスクテイク後押し

- JBICは、海外インフラ案件について、更なるリスクテイクを可能とする「特別業務」を2016年10月より開始。一般業務および特別業務は、区分経理した上で勘定毎の「収支相償の原則」を規定する一方、特別業務については、リスクテイク機能を強化する観点から、個別案件毎の「償還確実性の原則」を免除している。
- 特別業務の対象分野に、「資源開発事業」、「新技術・ビジネスモデルを活用した事業」、および「スタートアップ企業への出資・社債取得」を追加し、日本企業の更なるリスクテイクを促進。



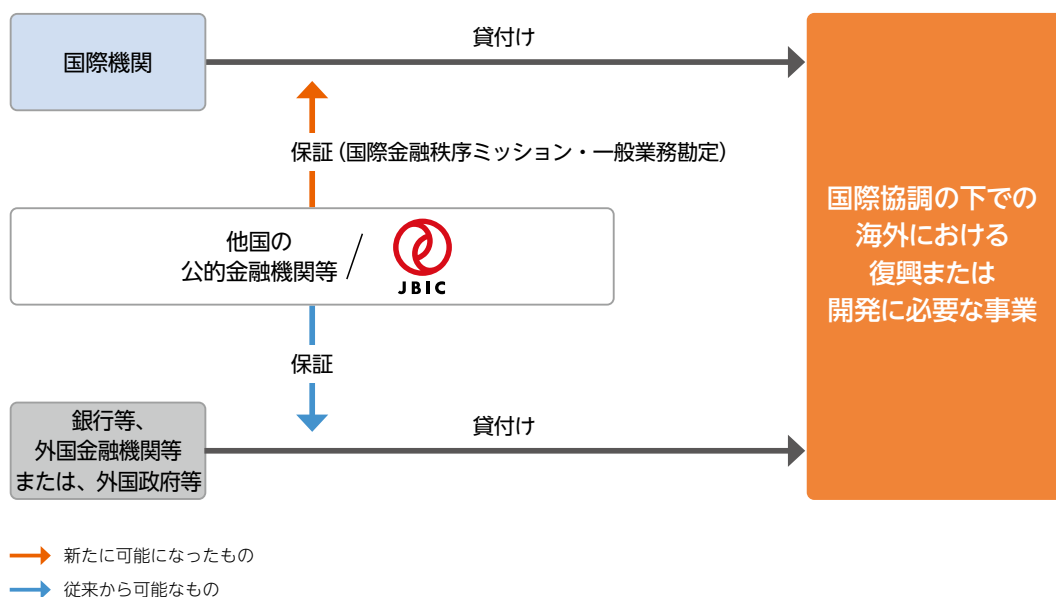
## 国際協調によるウクライナ復興支援への参画

- 国際金融機関によるウクライナ向け融資をJBICが保証可能になりました。

## 国際機関ローン保証業務

ウクライナ復興支援参画

- JBICによる貸付保証の対象に「国際機関による貸付け」を追加し、国際協調の下でのウクライナ復興支援等を念頭に置いた支援ツールを拡充。
- 「国際機関ローン保証」業務は「国際金融秩序維持ミッション(一般業務勘定)」で取り組む。



## 5. 役員等一覧 (2023年9月1日現在)

### 取締役



代表取締役総裁  
林 信光



代表取締役副総裁  
天川 和彦



代表取締役専務取締役  
橋山 重人



常務取締役  
大石 一郎



常務取締役  
田中 一彦



常務取締役  
谷本 正行

### 常務執行役員

常務執行役員

企画部門長

菊池 洋

常務執行役員

審査・リスク管理部門長

田中 英治

常務執行役員

財務・システム部門長

小川 和典

常務執行役員

資源ファイナンス部門長

天野 辰之

常務執行役員

インフラ・環境ファイナンス部門長

関根 宏樹

常務執行役員

産業ファイナンス部門長

佐々木 聡

常務執行役員

エクイティファイナンス部門長

内田 誠



## 取締役(非業務執行)



取締役会長  
前田 匡史



取締役(社外取締役)  
小泉 慎一



取締役(社外取締役)  
川村 嘉則

## 監査役



常勤監査役  
那須 規子



監査役(社外監査役)  
土屋 光章



監査役(社外監査役)  
本村 彩



# 6. 中期経営計画 (2021 ~ 2023年度)

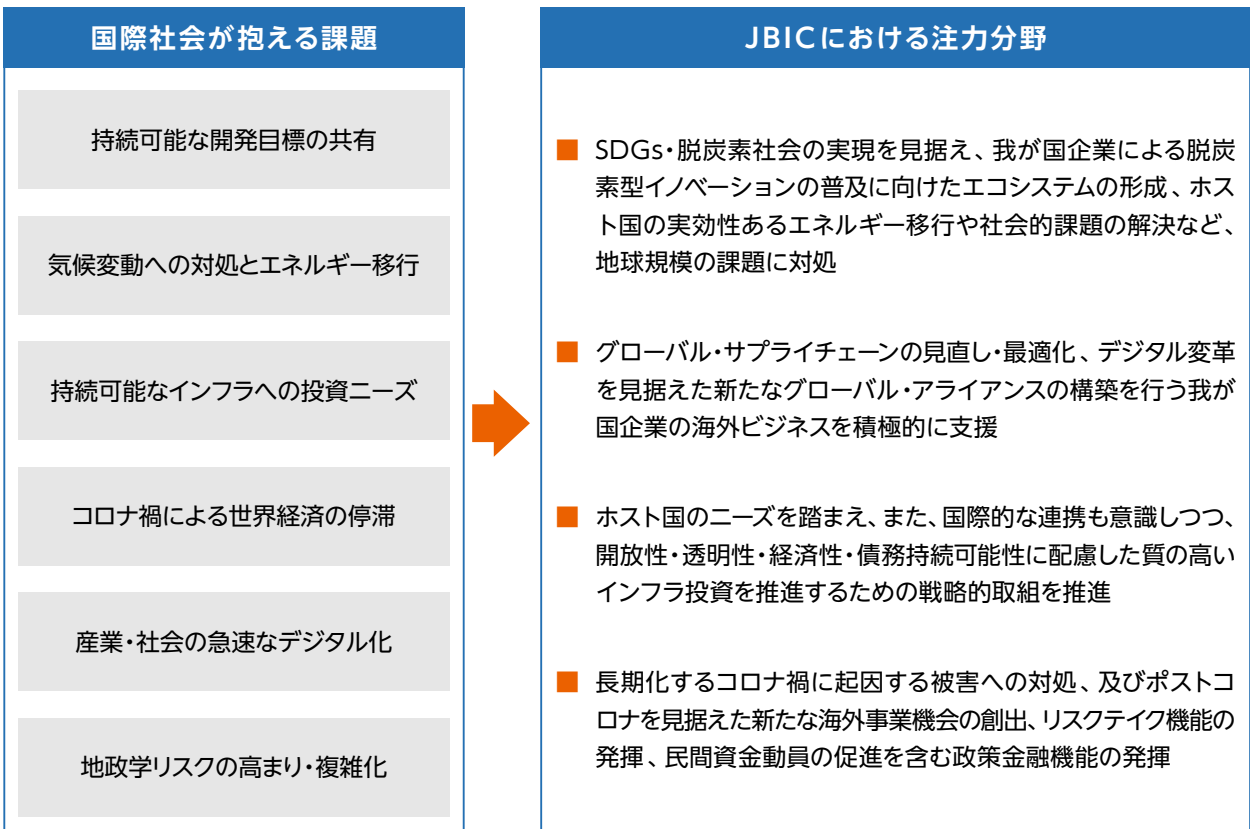
日本を含む多くの国・地域では、引き続きコロナ禍が経済に大きな影響を及ぼしている状況であり、同時に、ポストコロナを見据えた世界的な復興のためには、産業・社会の構造的な変革の必要性が明確になっています。国際社会では、気候変動問題に対処するための円滑なエネルギー移行の実現や、包摂的で持続可能な開発・成長の達成に向けた意欲的な取り組みが急務とされています。また、産業界では、新常态における消費ニーズや地政学リスクの高まりを視野に入れ、グローバル・サプライチェーンの見直し・最適化への動きが続くと同時に、急速なデジタル化・イノベーションの進展に適応するための国際的な連携が模索されています。

JBICはこうした課題に対処するため、2021~2023年度を対象とする第4期中期経営計画を2021年6月に策定しました。第4期中期経営計画においては、6つの重点取組課題を設定し、その下に17の取組目標を置いて、その目標達成に取り組んでいます。2年目の2022年度は、業務面では2年間の取り組みの成果が結実し始め、2021年度に目標を大きく下回った指標についても着実に成果が出始めた年度となりました。また、2023年4月に「株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律」が可決・成立し、重点取組課題Ⅳの取組目標④に、「本行機能強化を踏まえた政策金融機能発揮に向けた取り組み」という新目標を設定しました。

## ■ 第4期中期経営計画における業務の方向性

コロナ禍の蔓延により経済活動が未曾有の制約を受けた2020年度を経て、今後、世界経済が力強い回復を見せることが期待される中、国際社会は、①経済・社会・環境のバランスの取れた持続可能な開発・成長の模索、②脱炭素社会の実現に向けたエネルギー移行の加速、③デジタル化の進展による産業・社会構造の変化への対応

といった共通の課題を抱えています。こうした課題を踏まえ、JBICが政策金融の視点から注力すべきと考える分野は以下のとおりです。第4期中期経営計画では、こうした注力分野を取組目標に取り込み、その達成に向けた取り組みを進めていきます。



## 重点取組課題

JBICは、「国際ビジネスの最前線で、日本そして世界の未来を展きます。」という企業理念の下、今後10年先を見据えたあるべき姿として、「海図なき世界情勢の中で、日本の力で未来を築く『羅針盤』でありたい。」という中長期ビジョンを掲げることとしました。第4期中期経営計画では、こうしたビジョンの下、SDGs・脱炭素社会の実

現に向けたイノベーションや、不可逆的に進展するエネルギー変革（Energy Transformation）・デジタル変革（Digital Transformation）を見据え、「変革の時代の羅針盤」をテーマに、6つの重点取組課題を設定し、その下に17の取組目標を置いて、それぞれの目標の達成に取り組んでいきます。

### JBIC 中長期ビジョン

海図なき世界情勢の中で、日本の力で未来を築く「羅針盤」でありたい。

|  |                         |  |
|--|-------------------------|--|
| <b>第4期</b><br><b>中期経営計画</b><br>変革の時代の羅針盤<br>(JBIC Compass 2.0) | <b>重点取組課題</b><br>(業務分野) | (1) 国際経済社会の持続可能な発展に向けた地球規模の課題への対処<br>(2) 産業・社会構造の変革下における我が国産業の国際競争力強化支援<br>(3) 質の高いインフラ海外展開に向けた戦略的取組の推進<br>(4) 経済情勢の変化に即応した政策金融機能の発揮 |
|  | <b>重点取組課題</b><br>(組織分野) | (5) 外部環境の変化に対応する業務体制の整備<br>(6) 新常態に対応する効率的な組織運営  |

## 具体的取組目標

|      | 重点取組課題                           | 取組目標  |
|------|----------------------------------|---|
| 業務分野 | 1 国際経済社会の持続可能な発展に向けた地球規模の課題への対処  | (1) 脱炭素社会の実現に向けたエネルギー変革への対応<br>(2) 社会的課題の解決に資する事業に対する支援   |
|      | 2 産業・社会構造の変革下における我が国産業の国際競争力強化支援 | (1) 国際的なサプライチェーンの強靱化・再構築への対処<br>(2) デジタル変革等に向けた我が国企業のM&A・技術獲得への支援   |
|      | 3 質の高いインフラ海外展開に向けた戦略的取組の推進       | (1) 我が国企業の強みを生かした海外インフラ事業への参画に対する支援<br>(2) 多国籍連携・国際金融機関等との連携の推進   |
|      | 4 経済情勢の変化に即応した政策金融機能の発揮          | (1) コロナ禍の影響を受けた海外事業に対する機動的対応<br>(2) 政策的重要性の高い国・地域に対する戦略的取組<br>(3) 中堅・中小企業支援を含む政策金融機関としての業務の着実な実施<br>(4) 政策金融としてのリスクテイク機能の強化<br>(5) 民間資金動員の更なる推進 |
| 組織分野 | 5 外部環境の変化に対応する業務体制の整備            | (1) ビジネス環境・顧客ニーズの変化に即した業務体制の整備<br>(2) 金利指標改革への適切な対応<br>(3) ウィズコロナ/ポストコロナ下における適切かつ効率的な審査・与信管理  |
|      | 6 新常態に対応する効率的な組織運営               | (1) 新常態に対応するデジタル環境の整備<br>(2) 多様な職員の能力と活力を引き出す人材育成と働き方改革の推進<br>(3) コンプライアンス態勢の実効性強化  |

## ■ 2022年度事業運営計画業務実績評価報告

JBICは、第4期中期経営計画において設けた個々の指標について、各年度に取り組むべき目標を「事業運営計画」として設定しています。2022年度事業運営計画に対する経営諮問・評価委員会の総評は以下のとおりです。

業務面では2年間の取り組みの成果が結実し始め、2021年度に目標を大きく下回った指標についても着実に成果が開始した年度となりました。組織面では、JBICの機能強化に係る一連の対応、サステナビリティ推進体制の構築と各種開示への対応、新入行員のオンボーディング支援充実等の第2期働き方改革基本計画関連諸施策の実施等、中長期的に組織を支える土台づくりにも対応しました。

### 重点取組課題：1

グリーンファイナンスおよびトランジションファイナンスの承諾件数は目標数に届かなかったものの、これまでの取り組みの成果が結実しつつあり、2021年度の実績と比して件数を伸ばした点は評価できます。ソーシャルインパクトファイナンスについては、2021年度に続いて承諾件数も目標達成しており、医療、フードバリューチェーン、都市交通、廃棄物処理・再利用等多様な分野への支援を行っている点を評価しました。

### 重点取組課題：2

過去2年間の取り組みが結実し、現地裾野産業支援について目標達成していること、また、海外先進技術等の獲得に資するM&A支援につき、スタートアップ企業向け支援や半導体バリューチェーン強じん化に資する案件を実施し、目標を達成していることを評価しました。我が国企業のサプライチェーン構築・再編に関する案件承諾件数は外部環境の変化もあり目標未達となりましたが、機能強化も踏まえ継続的に注力することを期待します。

### 重点取組課題：3

多国間連携案件について、2021年度比承諾案件は増えており、2年間の取り組みの成果が徐々に出てきているものとして評価します。世界各国の公的金融機関と協力し、再生可能エネルギー案件や送電網の強化案件等を実施しており、次年度も継続的な対応を期待します。

### 重点取組課題：4

アフリカ向け案件および特別業務案件について、2021年度に続いて目標を大きく下回りました。アフリカ向け案件については少しずつ実績が開始しており、特別業務案件も含め、難易度の高い課題ではありますが、粘り強く対応することを期待。政策的重要性の高い国・地域における案件については、アジアや中東欧地域における案件支援を実施。目標未達となりましたが、2021年度実績の1件から大きく実績を伸ばしたことを評価します。

### 重点取組課題：5

国際協力銀行法の改正に向けた取り組み、グローバル投資強化ファシリティの開始、先進国政令の改正等、JBICの機能強化に向けた一連の体制整備を実施したことを高く評価します。また、サステナビリティ統括部、サステナビリティアドバイザリー委員会、サステナビリティ委員会を新設し、サステナビリティ推進体制の強化を実現し、これらを活用しながら初めてのTCFD開示対応等を実施したこと、継続してグリーンボンドを発行したことについても評価します。

## 重点取組課題：6

電子決定システムの導入に向けた詳細検討など、業務の電子化に係る諸施策を実施し、また、新入行員のオンボーディング支援の充実、職員間コミュニケーション活性化の仕掛け導入、育児・介護に対応する職員向け制度の拡充等を行い、ポストコロナの効率的な業務推進およびさまざまな職員が活力をもって働ける環境実現に向けた取り組みを実施したことを評価します。

### ■ 取組目標（業務分野）

## 重点取組課題：1 国際経済社会の持続可能な発展に向けた地球規模の課題への対応

### 取組目標：1 脱炭素社会の実現に向けたエネルギー変革への対応

- ① 世界の温室効果ガス削減及び我が国の脱炭素化に向けた新たなエコシステムの形成に貢献するため、再生可能エネルギー・省エネルギー、スマートエナジー（蓄電技術等）、グリーン・モビリティ、スマートシティ、水素の製造・輸送利活用推進等に関する事業へのファイナンスを通じ、温室効果ガス削減やグリーンイノベーションの普及を支援（グリーンファイナンス）

| 評価指標                      | 3年通期目標 | 2021年度実績 | 2022年度実績 |
|---------------------------|--------|----------|----------|
| グリーンファイナンスによる案件の承諾件数      | 64     | 12       | 15       |
| グリーンファイナンスによる案件の形成に係る取組件数 | 66     | 31       | 42       |

- ② ホスト国による持続可能なエネルギー移行へのエンゲージメントを図りつつ、環境負荷低減に資する事業の拡大に貢献するため、エネルギー転換、CCUS/カーボンリサイクル、アンモニア・水素混焼等に関する事業へのファイナンスを通じ、世界のエネルギー移行に向けた取組を支援（トランジションファイナンス）

| 評価指標                         | 3年通期目標 | 2021年度実績 | 2022年度実績 |
|------------------------------|--------|----------|----------|
| トランジションファイナンスによる案件の承諾件数      | 19     | 4        | 6        |
| トランジションファイナンスによる案件の形成に係る取組件数 | 45     | 22       | 15       |

### 取組目標：2 社会的課題の解決に資する事業に対する支援

- ① 健康・福祉・衛生の向上、雇用創出、持続可能な都市・居住空間の形成など、持続可能な成長に向けたホスト国の社会的課題解決への取組に貢献するため、医療環境の整備・拡充（感染症対策、病院・医療機器）、基礎的インフラへのアクセス（上下水道、地方電化・分散型電源、情報通信）、生活環境の整備（都市開発・防災、公共交通）、衛生環境の向上（廃棄物処理・再生利用、海洋プラスチックごみ対策）、食の安全・持続可能な食糧システム（フードバリューチェーン）など、ホスト国の社会的課題の解決に資する事業支援（ソーシャルインパクトファイナンス）

| 評価指標                            | 3年通期目標 | 2021年度実績 | 2022年度実績 |
|---------------------------------|--------|----------|----------|
| ソーシャルインパクトファイナンスによる案件の承諾件数      | 34     | 15       | 14       |
| ソーシャルインパクトファイナンスによる案件の形成に係る取組件数 | 38     | 13       | 26       |

## 重点取組課題：2 産業・社会構造の変革下における我が国産業の国際競争力強化支援

### 取組目標：1 国際的なサプライチェーンの強靱化・再構築への対処

- ① 我が国企業によるグローバルなサプライチェーンの再編、及び新規市場開拓のための現地サプライチェーン構築に向けた取組に貢献するため、我が国企業による海外向け新規設備投資（事業拠点の移設、新設及び増設に係る投資）や現地裾野産業、海外の産業集積地におけるインフラ整備など、我が国企業によるグローバルなサプライチェーン強靱化・再構築を支援

| 評価指標                                | 3年通期目標 | 2021年度実績 | 2022年度実績 |
|-------------------------------------|--------|----------|----------|
| 我が国企業のサプライチェーン構築・再編に向けた新規投資案件の承諾件数  | 231    | 64       | 53       |
| 現地の裾野産業支援又は産業インフラ整備等に係る案件の承諾件数      | 6      | 0        | 2        |
| 現地の裾野産業支援又は産業インフラ整備等に係る案件の形成に係る取組件数 | 10     | 2        | 3        |

### 取組目標：2 デジタル変革等に向けた我が国企業のM&A・技術獲得への支援

- ① 急速なデジタル変革の進展に対応するためにビジネスモデルの再構築や先端技術の開発・獲得を行う我が国企業の取組を後押しするため、デジタル技術をはじめとする海外の先進的な技術・ノウハウの獲得などに対するファイナンスを通じ、デジタル変革期における我が国企業の国際競争力強化を支援

| 評価指標                                  | 3年通期目標 | 2021年度実績 | 2022年度実績 |
|---------------------------------------|--------|----------|----------|
| 海外の先進的な技術等の獲得に向けたM&Aその他の取組に関する件数      | 25     | 6        | 12       |
| 民間金融機関を通じた海外の先進的な技術等の獲得に向けたM&A案件の承諾件数 | 22     | 0        | 3        |

## 重点取組課題：3 質の高いインフラ海外展開に向けた戦略的取組の推進

### 取組目標：1 我が国企業の強みを生かした海外インフラ事業への参画に対する支援

- ① ホスト国における債務持続可能性、プロジェクトのライフサイクルコストに照らした経済性などを確保し、環境・社会面での影響などに配慮した質の高い海外インフラの普及に貢献するため、我が国企業によるコアとなる技術の活用やO&M等への継続的関与などによる質の高い海外インフラ展開を支援

| 評価指標  | 3年通期目標 | 2021年度実績 | 2022年度実績 |
|---|--------|----------|----------|
| 我が国企業のコア技術の活用やO&M等への継続的関与による海外インフラ展開案件の承諾件数                               | 32     | 6        | 17       |
| 我が国企業のコア技術の活用やO&M等への継続的関与による海外インフラ展開案件の形成に係る取組件数<br>(F/S実施、MOU又はLOI締結を含む) | 36     | 39       | 25       |

### 取組目標：2 多国間連携・国際金融機関等との連携の推進

- ① 多様な資金の出し手との協調・連携を通じ、世界のインフラニーズに対応していくため、日米豪印を含む多国間連携や国際金融機関等との協調による案件の発掘・形成に向けた取組を推進

| 評価指標                             | 3年通期目標 | 2021年度実績 | 2022年度実績 |
|----------------------------------|--------|----------|----------|
| 多国間連携等の取組や国際金融機関等との協調を行った案件の承諾件数 | 20     | 2        | 8        |

## 重点取組課題：4 経済情勢の変化に即応した政策金融機能の発揮

### 取組目標：1 コロナ禍の影響を受けた海外事業に対する機動的対応

- ① 危機対応業務(危機対応緊急ウインドウに基づく融資)の着実な実施
- ② 国際金融環境の変化への機動的な対応(適切な与信管理を含む)

### 取組目標：2 政策的重要性の高い国・地域に対する戦略的取組

- ① 政策的重要性の高い国・地域における出融資保証案件の組成に向けた戦略的取組(多国間連携による取組やアフリカ向け事業支援の拡充を含む)

| 評価指標                                    | 3年通期目標 | 2021年度実績 | 2022年度実績 |
|---|--------|----------|----------|
| 政策的重要性の高い国・地域における案件の承諾件数                | 17     | 1        | 6        |
| 政策的重要性の高い国・地域における案件(多国間連携を含む)の形成に係る取組件数 | 19     | 13       | 25       |
| アフリカ向け案件の承諾件数                           | 27     | 0        | 3        |

### 取組目標：3 中堅・中小企業支援を含む政策金融機関としての業務の着実な実施

- ① 重要資源の確保や我が国産業界の海外展開支援など政策金融の着実な実施
- ② 地域金融機関をはじめとする民間金融機関との連携強化や情報発信等を通じ、中堅・中小企業の海外進出を支援

| 評価指標  | 3年通期目標 | 2021年度実績 | 2022年度実績 |
|---|--------|----------|----------|
| 重要資源の確保及び我が国産業界の海外展開支援に係る案件の承諾件数                      | 74     | 41       | 18       |
| 中堅・中小企業の海外展開支援に資する情報発信や地域金融機関等との連携を通じたマッチングイベント等の開催件数 | 150    | 61       | 63       |
| 中堅・中小企業向け案件の承諾件数                                      | 242    | 117      | 64       |

### 取組目標：4 政策金融としてのリスクテイク機能の強化

- ① 特別業務の活用等によるリスクテイク機能の強化、及び現地通貨建融資等を活用したファイナンス手法の多様化
- ② 政策金融機関としての対外交渉力・対外発信力の強化
- ③ 本行機能強化を踏まえた政策金融機能発揮に向けた取り組み(2023年度新規設定)

| 評価指標                        | 3年通期目標 | 2021年度実績 | 2022年度実績 |
|-----------------------------|--------|----------|----------|
| 特別業務による案件の承諾件数              | 11     | 1        | 0        |
| エクイティ・メザニンファイナンス等による案件の承諾件数 | 12     | 2        | 3        |
| 現地通貨建てファイナンスによる案件の承諾件数      | 57     | 46       | 28       |

### 取組目標：5 民間資金動員の更なる推進

- ① 本行の出融資保証業務及び貸付債権の流動化を通じ、民間事業投資及び民間金融機関による融資を含む民間資金の動員を積極的に推進

| 評価指標                                 | 3年通期目標 | 2021年度実績 | 2022年度実績 |
|--------------------------------------|--------|----------|----------|
| 出融資保証業務又は債権流動化において協調した民間金融機関数        | 70     | 60       | 19       |
| 案件承諾時における債権流動化施策を含む民間資金動員に向けた取組の実施件数 | 10     | 2        | 3        |
| 債権流動化の実施件数                           | 4      | 0        | 4        |

## 取組目標 (組織分野)

### 重点取組課題：5 外部環境の変化に対応する業務体制の整備

#### 取組目標：1 ビジネス環境の変化への対応を可能とする業務体制の整備

- ① ビジネス環境・顧客ニーズの変化、SDGs・気候変動問題への対処、ESG投資に関する世界的潮流等の外部環境を踏まえた業務体制の整備

#### 取組目標：2 金利指標改革への適切な対応

- ① 出融資保証業務における代替金利指標への円滑な移行、システム改修・与信事務プロセスの見直しを含む金利指標改革(LIBOR廃止)への適切な対応

#### 取組目標：3 ウィズコロナ/ポストコロナ下における適切かつ効率的な審査・与信管理

- ① リモート環境の制約下における適切かつ効率的な審査・与信管理の実施
- ② コロナ禍の長期化や金利指標改革等の国際情勢・社会環境の変化に対応するリスク管理

### 重点取組課題：6 新常態に対応する効率的な組織運営

#### 取組目標：1 新常態に対応するデジタル環境の整備

- ① 業務プロセスの迅速な見直し・改善及び電子化、RPAの効果的活用
- ② リモートワークの常態化を見据えた情報システムのユーザ利便性向上に向けた機能強化、及び情報システムの安定性・安全性の確保

#### 取組目標：2 多様な職員の能力と活力を引き出す人材育成と働き方改革の推進

- ① 職員の多様性を活力とする組織文化の醸成と自律的なキャリア形成・能力開発の支援
- ② 職員が活力を持って持続的に働ける環境の向上に向けた取り組み

#### 取組目標：3 コンプライアンス態勢の実効性強化

- ① 実効性と効率性を両立したコンプライアンス態勢の整備



## ■ 評価の枠組

### 評価の決定

中期経営計画及び中期経営計画において定める重点取組課題に沿って各年度の具体的な目標を定める事業運営計画の評価(重点取組課題毎の総合評価)は、経営諮問・評価委員会において決定されます。経営諮問・評価委員会は、JBICの業務及び運営の状況や、JBICの経営に関して取締役会が諮問する事項等に関して評価・助言を行う委員会として、JBICの外部委員及び社外取締役により構成されています(P97参照)。

本中期経営計画の策定に際しても、経営諮問・評価委員会の助言を得ています。

### 評価方法

中期経営計画及び事業運営計画に基づく実施状況に対する経営諮問・評価委員会が策定した評価方法は以下のとおりです。

#### ■ 評価の単位

各重点取組課題の下に設ける評価指標(定量又は定性により目標設定)ごとに、設定した目標に対する達成状況を下掲の評価基準に基づき、1~5の5段階で評価し、評価点を付与します。

#### ■ 重点取組課題の評価点の算出

各評価指標の評価点を、当該評価指標のウエイトに基づき加重平均することにより、重点取組課題の評価点を算出します。評価指標のウエイトは、各々の課題の特性(政策的重要度・難易度等)を勘案して決定します。

#### ■ 総合評価

重点取組課題の評価点に対し、ノッチ調整の要否を検討します。ノッチ調整は、①承諾済み案件に係る取組の質、②期中の状況変化に応じた取組の成果・反省、及び③当初目標設定していなかった取組に係る成果を勘案の上、±0.5点又は±1点の単位で行います。重点取組課題の総合評価は、ノッチ調整後の評価点に基づき、下掲の換算基準を用いて付与されます。

#### ■ 対外公表

重点取組課題ごとの評価点・総合評価(S/A/B/C/D)を、評価内容のサマリーとともに公表します。あわせて、計画策定時に公表した定量指標についても、その達成状況を公表します。

| 定量指標の評価基準     |     | 定性指標の評価基準             |     |
|---------------|-----|-----------------------|-----|
| 達成度           | 評価点 | 内容                    | 評価点 |
| 125%以上～       | 5   | 目標として掲げた取組内容を上回って達成   | 5   |
| 100%以上～125%未滿 | 4   | 目標として掲げた取組内容を十分達成     | 4   |
| 75%以上～100%未滿  | 3   | 目標として掲げた取組内容を概ね達成     | 3   |
| 50%以上～75%未滿   | 2   | 目標として掲げた取組内容をある程度達成   | 2   |
| ～50%未滿        | 1   | 目標として掲げた取組内容を達成できなかった | 1   |

| 総合評価の換算基準 |      |             |
|-----------|------|-------------|
| 内容        | 総合評価 | 評価点         |
| 特に優れている   | S    | 4.5以上～      |
| 優れている     | A    | 3.5以上～4.5未滿 |
| 標準        | B    | 2.5以上～3.5未滿 |
| 標準を下回る    | C    | 1.5以上～2.5未滿 |
| 標準をかなり下回る | D    | ～1.5未滿      |

# 7. サステナビリティ

## サステナビリティの実現に向けた取組方針

国際経済社会は、気候変動への対処や経済・社会・環境のバランスの取れた持続可能な開発・成長の模索といった共通の課題を抱えています。こうした課題に対し、第4期中期経営計画等における取り組みを推進することにより、国際経済社会の持続可能な発展や地球規模課題の解決というグローバルなサステナビリティ、そして国家および人々の多様性や濃淡を内包する「カラフルな世界」の実現に向け、ステークホルダーの皆様とともに取り組んでいきます。

JBICは2021年10月28日、COP26の開催に先立ち、JBIC ESGポリシーを公表し、2050年までの投融资ポートフォリオのGHG排出量ネットゼロの達成を追求していくこと等を表明しました。

ホスト国政府等との継続的なエンゲージメントを通じ、新興国・途上国のエネルギー転換を加速させ、世界全体でのカーボンニュートラル実現に貢献していきます。

なお、2022年10月にはJBICとして初めてTCFD提言を踏まえた情報開示を実施しています。

また、2023年4月にはJBIC人権方針を公表し、組織としての人権尊重に対するコミットメントを示したうえで、顧客およびサプライヤーによる人権尊重への期待も表明しました。

JBICは日本の公的金融機関として、気候変動対応や人権尊重をはじめとする地球規模課題への取り組みを通じて、サステナビリティの実現を推進していきます。



■ 出融資等を通じた脱炭素社会の実現に向けたエネルギー変革への対応

**グリーンファイナンス** 温室効果ガス削減やグリーンイノベーションの普及を支援

**トランジションファイナンス** エンゲージメントを図りつつ世界のエネルギー移行に向けた取り組みを支援

■ 環境社会配慮ガイドライン※に沿った自然環境等への配慮を確認

■ グリーンボンドの発行

※ 環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン



■ 出融資等を通じた社会的課題解決に資する事業に対する支援

**ソーシャルインパクトファイナンス**

持続可能な成長に向けた社会課題の解決に資する事業支援

■ 環境社会配慮ガイドラインに沿った地域社会等への配慮確認

■ 多様な職員の能力と活力を引き出す人材育成と働き方改革の推進

職員の多様性を活力とする組織文化の醸成

自律的なキャリア形成・能力開発の支援

職員が活力をもって持続的に働ける環境の整備



■ サステナビリティ推進体制の強化

■ コンプライアンス態勢の実効性強化

■ 外部イニシアチブへの参加

TCFD提言等に基づく適切な開示

さまざまなステークホルダー

## 株式会社国際協力銀行ESGポリシー

### 1. サステナビリティの実現に向けた取組方針について

- 現在、国際経済社会は、気候変動への対処や経済・社会・環境のバランスの取れた持続可能な開発・成長の模索といった共通の課題を抱えています。こう

した課題を踏まえ、JBICは、2021年6月に公表した第4期中期経営計画の重点取組課題の一番目の柱として、「国際経済社会の持続可能な発展に向けた地球規模の課題への対処」を掲げました。当該重点取組課題のもと、グリーンファイナンス、トランジ

ションファイナンス、ソーシャルインパクトファイナンスによる金融面での支援を通じ、グローバルアジェンダの解決に積極的に取り組んでいきます。組織面では、第4期中期経営計画および第2期働き方改革基本計画に基づき、職員の多様性を活力とする組織文化の醸成、自律的なキャリア形成・能力開発の支援、職員が活力をもって持続的に働ける環境の整備等に取り組んでいきます。

- また、JBICは、日本企業および国際経済社会の脱炭素化・SDGs推進に向けた取り組みを積極的に支援し、その取り組みの成果をステークホルダーに対して適切に開示・公表するなど、JBICとしてのサステナビリティ推進体制の強化を図るため、今後、組織体制に関し、所要の見直しを実施していきます。
- JBICは、これまで培ってきたステークホルダーとの関係や海外ネットワーク、政策金融機関としてのリスクテイク機能を生かし、第4期中期経営計画等における取り組みを推進することにより、中長期ビジョンとして掲げる「日本の力で未来を築く羅針盤」としての役割を果たすことを目指し、国際経済社会の持続可能な発展や地球規模課題の解決というグローバルなサステナビリティの実現に向け、積極的に貢献していきます。

## 2. 気候変動問題への対応方針について

- サステナビリティのうち、気候変動問題への対応は国際経済社会にとって特に喫緊の課題となっています。2015年12月に採択されたパリ協定を契機として、世界的に気候変動問題への対応が加速しており、日本政府は、2020年10月に2050年までに温室効果ガス排出量を全体としてゼロとすることを目指すカーボンニュートラル宣言を行いました。パリ協定の実現に向けては、先進国だけでなく、新興国・途上国における脱炭素社会に向けたエネルギー転換が急務となっています。
- JBICは、こうした昨今の国際経済社会の気候変動問題に対する急速な取り組み強化の潮流や日本政府の方針を踏まえ、2021年10月31日より開催される第26回気候変動枠組条約締約国会議(COP26)の開催に先立ち、以下のとおり、気候変動問題に対する今後の対応について公表しました。JBICは今後も日本の公的金融機関として、日本政府の政策等に基づき、気候変動問題に関する取り組みを金融面から

積極的に支援していきます。

### (1) パリ協定の国際的な実施に向けた貢献

- JBICは、パリ協定の国際的な実施に向け、2030年までの自らの温室効果ガス(GHG)排出量ネットゼロの達成、2050年までの投融资ポートフォリオのGHG排出量ネットゼロの達成を追求していきます。また、ホスト国政府等との継続的なエンゲージメントを通じ、新興国・途上国における脱炭素社会に向けたエネルギー転換を加速させ、世界全体でのカーボンニュートラル実現に貢献していきます。

### (2) 気候変動関連ファイナンスの強化

- パリ協定が掲げる目標の達成には巨額の資金が必要となることから、民間資金動員も含め、資金フローを脱炭素化に向けて適合させていく必要があります。JBICとしては、政策金融機関としてのリスクテイク機能や対外交渉力の発揮・強化を通じ、グリーンイノベーションの促進とともに、ホスト国政府等とのエンゲージメントや多国間連携による、新興国・途上国のエネルギー転換の加速を後押ししていきます。さらには、気候変動問題に係る情報発信、グリーンボンドの発行などの取り組みにより、世界の脱炭素化に向けた動きを金融面からリードしていきます。
- また、2021年6月の主要7カ国首脳会議(G7サミット)における合意に従い、排出削減措置のない石炭火力発電への支援を停止するとともに、新技術の活用によるクリーンな発電への移行につながる取り組みを後押ししていきます。

### (3) TCFD提言に基づく気候関連情報開示の推進

- JBICは、気候関連財務情報開示の重要性を認識し、2019年10月に、金融安定理事会(FSB)が設置したタスクフォース(気候関連財務情報開示タスクフォース(TCFD))の趣旨に賛同を表明しており、TCFD提言に賛同する企業等が一体となって議論する場として設立されたTCFDコンソーシアムにも参画しています。今後、TCFDのフレームワークを踏まえた情報開示を推進していきます。

### (4) 環境社会に配慮した出融資等の取り組み

- JBICは、1999年に「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン」を制定・公表して以来、同

ガイドラインに基づき、出融資等の対象となる全てのプロジェクトにおいて、環境や地域社会に与える影響への適切な配慮がなされていることを確認してきました。今後も、環境社会配慮全般に関する国際的枠組みや「公的輸出信用と環境社会デューデリ

ジェンスに関するコモンアプローチ」に関する経済協力開発機構（OECD）での議論等を踏まえつつ、広範なパブリック・コンサルテーション等を通じた議論も経た上で、適時に見直しを行い、国際経済社会の環境変化を先取りした取り組みを継続していきます。

## 株式会社国際協力銀行人権方針

### 人権尊重へのコミットメント

JBICは、日本および国際経済社会の健全な発展に寄与するという目的を実現する上で「国際ビジネスの最前線で、日本そして世界の未来を展きます。」という企業理念を掲げています。こうしたなか、人権の尊重は重要な課題であることを認識し、本人権方針（以下、「本方針」といいます。）を定め、人権尊重に取り組むことを誓約します。

JBICは、人権に関する国際的な規範として「世界人権宣言」、「国際人権規約」、「労働における基本的原則及び権利に関するILO宣言」「ビジネスと人権に関する指導原則」を尊重します。法令規範は国・地域によって異なりますが、JBICは各国・地域の法令規範を遵守した上で、人権に関する国際的な規範を尊重するための方法を追求します。

### 適用範囲

本方針を踏まえ、JBICの役職員（役員及び従業員）は人権を尊重します。

また、JBICは、物品及びサービスのサプライヤー（以下「サプライヤー」といいます。）及び顧客に対しても、本方針の考え方を共有し、人権尊重に取り組むことを期待します。

### JBICの役職員

JBICの役職員は、基本的人権擁護の精神に則り、行動することが求められています。顧客やサプライヤーに接するときは、相手の人権を尊重し、公正に業務を遂行します。

JBICは、人種、国籍、出身地、性別、年齢、宗教、信条、障がい等によるあらゆる差別的な取扱いを禁止し、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、マタニティ・ハラスメントその他のハラスメント行為及び強制労働や児童労働、人身取引等の人権侵害を容認せず、また、従業員の結社の自由及び団体交渉権を尊重します。

### サプライヤーとの協調

JBICは、プライバシーポリシーに基づいて適切にサプライヤーの個人情報を取り扱うほか、サプライヤーに対する差別的な取扱いがないように努めるなど、サプライヤーとの関係において人権を尊重します。

また、JBICは、サプライヤーとも本方針の考え方を共有し、サプライヤーによる人権尊重を期待します。

### 顧客との協調

JBICは、顧客に提供する商品やサービスに関連して、プライバシーポリシーに基づいて適切に顧客の個人情報を取扱うほか、顧客に対する差別的な取扱いがないように努めるなど、顧客との関係においても人権を尊重します。

また、JBICは、顧客とも本方針の考え方を共有し、顧客にも人権尊重を期待します。

顧客との取引にあたっては、「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン」（以下「環境ガイドライン」といいます。）を制定しており、環境ガイドラインに沿って、プロジェクト実施主体者により、人権配慮も含め、適切な環境社会配慮がなされていることを確認し、出融資・保証（以下「出融資等」といいます。）の意思決定に反映します。出融資等の意思決定以降においても、必要に応じ、環境社会配慮が確実に実施されるようモニタリングや働きかけを行います。

### 救済措置へのアクセス

JBICは、提供する商品・サービスが人権に対する負の影響を引き起こしたあるいはこれに関与したことが明らかになった場合、救済に向け適切に対応します。

JBICは、JBIC内部で生じた負の影響を受けた被害救済のために内部通報窓口（コンプライアンス・ヘルプライン）を設置しています。また、JBICの役職員を対象としたハラスメント相談窓口及び海外駐在員事務所のローカルスタッフ向けに特化したコンプライアンス相談窓口

も設置しています。

サプライヤーや顧客からの苦情等については、各部門・部室等の担当者のほか、苦情等受付窓口（法務・コンプライアンス統括室宛）でも受け付けております。

また、環境ガイドラインでは地域住民等のステークホルダーからの苦情の早期受付及び解決促進のため、プロジェクト実施主体者に苦情受付窓口の設置を奨励しています。

### ガバナンス・管理体制

本方針は、JBICの取締役会にて決定され、必要に応じ見直しを行います。

### 教育啓発活動

JBICは、本方針を役職員に周知徹底し、役職員に対する人権研修の実施等を通じて、人権課題に関する正しい理解と認識を共有するよう努めます。

### ステークホルダーエンゲージメント

JBICは、人権に関する取り組みを適切に情報開示し、ステークホルダーに理解頂くよう努めます。

また、JBICは環境ガイドラインに関する異議申立手続を導入し、JBICの出融資等担当部署から独立した機関として「環境ガイドライン担当審査役」を設置しています。環境ガイドライン担当審査役は、環境ガイドラインの不遵守を理由として生じたプロジェクトに関する具体的な環境・社会問題にかかる紛争に関して、その迅速な解決のため、当事者の合意に基づき当事者間の対話を促進します。

# E

## 環境

## Environment

### ■ 環境に関するJBICの歩み

1990年代より、気候変動問題に関する国際的な議論や日本政府の方針を踏まえ、新たな支援メニューの創設や推進体制を整備するなどの取り組みを行ってきました。

今後も日本政府の政策等に基づき、気候変動問題等に対する取り組みを金融面から積極的に支援していきます。

|                             |  |                                      |                  |                    |   |
|-----------------------------|--|--------------------------------------|------------------|--------------------|---|
| 外部環境<br>●国際的な議論<br>■日本政府の対応 | 1980～90年代<br>●環境問題への国際的関心の高まり<br>1992<br>●国連気候変動枠組条約採択 | 1997<br>●京都議定書採択<br>2005<br>●京都議定書発効 | 2008<br>●洞爺湖サミット | 2009<br>■鳩山イニシアティブ | 2013<br>■美しい星への行動(ACE)公表<br>2015<br>●パリ協定・SDGs採択<br>■ACE2.0公表 |
|-----------------------------|--|--------------------------------------|------------------|--------------------|---|

|              |   |   |                              |   |
|--------------|---|---|------------------------------|---|
| 出融資等を通じた取り組み | 1990年代<br>環境対策案件への支援  | 2000年代<br>クリーン開発メカニズム(CDM)の案件支援<br>京都クレジットファンドの設立 | 2008<br>アジア・環境ファシリティ(FACE)創設 | 2010<br>地球環境保全業務(GREEN)開始<br>J-MRVガイドライン制定<br>二国間クレジット制度(JCM)支援 |
|              | 2018 質高インフラ環境成長ファシリティ(QI-ESG)<br>2020 成長投資ファシリティ「質高インフラ環境成長ウインドウ」<br>2021 ポストコロナ成長ファシリティ「脱炭素推進ウインドウ」<br>2022 グローバル投資強化ファシリティ「サステナビリティ推進ウインドウ」 |   |                              |   |

|        |  |  |                        |                        |                        |
|--------|--|--|------------------------|------------------------|------------------------|
| 環境社会配慮 | 1988<br>環境審査専任担当者の配置<br>1992<br>環境室の設置 | 1999<br>環境社会配慮ガイドライン制定<br>2003<br>環境社会配慮ガイドライン施行<br>異議申立手続制度導入 | 2009<br>環境社会配慮ガイドライン改訂 | 2015<br>環境社会配慮ガイドライン改訂 | 2022<br>環境社会配慮ガイドライン改訂 |
|--------|--|--|------------------------|------------------------|------------------------|

## ■ グリーンファイナンス業務実績事例

脱炭素社会の実現に向けたエネルギー変革への取り組みとして、グリーンファイナンス、トラジションファイナンスを推進しています。

再生可能エネルギー・省エネルギー

### インド国営企業による太陽光発電事業を支援

**Point** 2023年3月、JBICは、インドの国営企業SJVN Limitedとの間で、太陽光発電事業を行う資金として90億円を限度とする貸付契約を結びました。本融資は(株)三菱UFJ銀行、(株)山陰合同銀行との協調融資(総額150億円)で、JBICは民間金融機関の融資部分に保証を提供します。

経済成長が続くインドでは、急増する電力需要をまかなう発電設備の整備とともに、世界3位のCO<sub>2</sub>排出量の削減など気候変動対策が急務となっています。インド政府は、2047年の独立記念日までの「エネルギーの自立」、「2070年カーボンニュートラル」を宣言。その一環として、2030年までに電力の50%を非化石燃料由来とする目標を掲げ、再生可能エネルギーの導入やEV(電気自動車)の普及促進などを推進しています。

これに応じて、SJVNは、太陽光発電事業をはじめとする再生可能エネルギー事業を強化しています。今回の融資は、SJVNと同子会社がインド国内で太陽光発電事業を行うための資金を提供するものです。

本融資は、インド政府およびSJVNが進める地球環境保全に貢献する取り組みへの支援にとどまらず、日本とインドの2国間の関係向上にも貢献するものです。



SJVNとの調印式

再生可能エネルギー・省エネルギー

### エジプトの陸上風力発電事業にプロジェクトファイナンス

**Point** 2022年11月、JBICは、住友商事(株)等が出資するエジプト法人AMUNET WIND POWER COMPANY S.A.E.(AMUNET)と、陸上風力発電事業を対象として、約2億8,100万米ドルを限度とするプロジェクトファイナンスによる貸付契約を結びました。本融資は、国際金融公社(IFC)、(株)三井住友銀行、三井住友信託銀行(株)などとの協調融資(総額約5億1,800万米ドル)です。

本プロジェクトは、AMUNETがスエズ湾沿いの紅海県に約500MWの陸上風力発電所を建設・所有・運営し、完工後25年間にわたりエジプト送電公社に売電する事業です。

エジプト政府は、再生可能エネルギー由来の発電設備を増強することで2030年までに温室効果ガス排出量の30%削減を掲げており、本プロジェクトを通じてエジプト政府のエネルギー移行への貢献が見込まれます。なお、JBICは2020年にIFCと業務協力協定を結んでおり、本融資は当該協定締結後、両機関による初めての協調案件となりました。

また、今回の融資は、ホスト国のエネルギー政策に適合する質の高いエネルギー・電力インフラへの支援を掲げる日本政府の方針にも沿うもので、日本企業が事業参画する海外インフラ事業を金融面から支援するものです。さらに、2022年の第8回アフリカ開発会議(TICAD 8)において、日本政府が表明した国際開発金融機関との連携を含めた「アフリカ・グリーン成長イニシアティブの推進」にも適合するものです。



(左) AMUNETとの調印式の様子 (右) プロジェクト予定地

## インドネシア国営石油会社の再生可能エネルギー事業を支援

**Point** 2022年12月、JBICは、インドネシアの国営石油会社プルタミナとの間で、再生可能エネルギー事業に必要な資金として3,000万米ドルを限度とする貸付契約を結びました。本融資は、(株)三菱UFJ銀行、(株)千葉銀行との協調融資(総額5,000万米ドル)で、JBICは民間金融機関の融資部分に保証を提供します。

インドネシア政府は、2030年までに温室効果ガス排出量を少なくとも約32%削減し、2060年までにカーボンニュートラルを達成する国家目標を表明しています。これを受け、プルタミナは、既存事業における脱炭素化と併せて、クリーンエネルギー分野の新規事業に注力しています。

今回の融資は、2022年11月に日米はじめパートナー国とインドネシア政府との間で合意された「公正なエネルギー移行パートナーシップ」、日本とインドネシア両国政府が発表した「アジア・ゼロエミッション共同体構想」に対応するものです。また、JBICとプルタミナは、2022年11月にクリーンエネルギー分野における協力の強化を目的とした覚書を結んでおり、その趣旨にも合致します。JBICは、今後もインドネシア政府とプルタミナが進める地球環境保全に貢献する取り組みを支援していきます。



調印式の様子

## UAEの超高压直流海底送電事業にプロジェクトファイナンス

**Point** 2022年9月、JBICは、九州電力(株)等が出資するアラブ首長国連邦(UAE)法人ABU DHABI OFFSHORE POWER TRANSMISSION COMPANY LIMITED L.L.C.との間で、超高压直流海底送電事業を対象に、約12億100万米ドルを限度とするプロジェクトファイナンスによる貸付契約を結びました。本融資は、韓国輸出入銀行、(株)みずほ銀行、(株)三井住友銀行などとの協調融資(総額約32億100万米ドル)です。

本プロジェクトは、UAEのアブダビ首長国の国営石油会社(ADNOC)が所有する油・ガス田開発基地2カ所とアブダビ本土を結ぶ超高压直流海底送電システムを建設・所有・操業し、完工後35年間にわたりADNOCより送電料金の支払いを受ける事業です。

ADNOCおよびUAE政府は、それぞれ2045年、2050年までにネットゼロ達成をコミットしています。本プロジェクトは、アブダビ本土で効率的に発電された電力を海上にある油・ガス田開発基地に供給することで温室効果ガス排出削減に貢献します。JBICは、2021年11月に脱炭素・エネルギートランジション分野やエネルギー効率化分野において、ADNOCと日本企業との協業の促進を目的とする業務協力協定を結んでおり、本プロジェクトはその一環となるものです。

また、日本政府は、ホスト国のエネルギー転換・脱炭素化に向けて質の高いエネルギー・電力インフラに対する金融支援方針を掲げています。本融資はこうした施策に応え、日本企業が参画する海外インフラ事業の支援を通じて日本の産業の国際競争力の維持・向上に貢献します。



油・ガス田開発基地



超高压直流海底送電システム



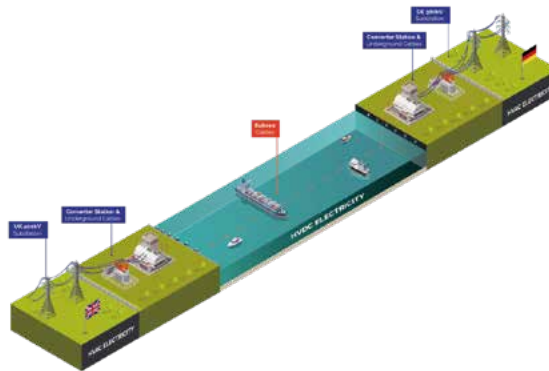
## 英独国際連系線事業にプロジェクトファイナンス

**Point** 2022年7月、JBICは、関西電力(株)等が出資する英国、ドイツ、オランダの3法人との間で、英独国際連系線事業を対象として、約2億7,000万英ポンドおよび約1億5,600万ユーロを限度とするプロジェクトファイナンスによる貸付契約を結びました。欧州投資銀行、(株)三井住友銀行、(株)みずほ銀行などとの協調融資(総額約10億6,900万英ポンドおよび約9億1,000万ユーロ)です。

本プロジェクトは、英国東部とドイツ北部を結ぶ総延長約720km、送電容量1,400MWの海底高圧直流連系送電システムを建設し、25年間にわたり運営するものです。関西電力は、日本での海底高圧直流送電の実績をもとにプロジェクトに参画し、さらなる高度な技術・ノウハウを蓄積して今後の事業に生かすことにしています。

また、日本政府は「エネルギー基本計画」において、先進国間でのカーボンニュートラル実現に向けたエネルギー・環境技術分野でのイノベーション推進等と連携・協力する方針を掲げており、本融資はこうした施策に沿うものです。日本企業が出資者として事業参画し、長期にわたる海外インフラ事業を金融面から支援することで、日本の産業の国際競争力の維持・向上に貢献します。

なお、JBICと欧州投資銀行は、2021年10月にEU・日本が主導的役割を果たす環境・気候変動などの分野での連携強化を目的とする業務協力協定を結んでおり、今回のプロジェクトは当該業務協力協定締結後、最初の協調案件となります。

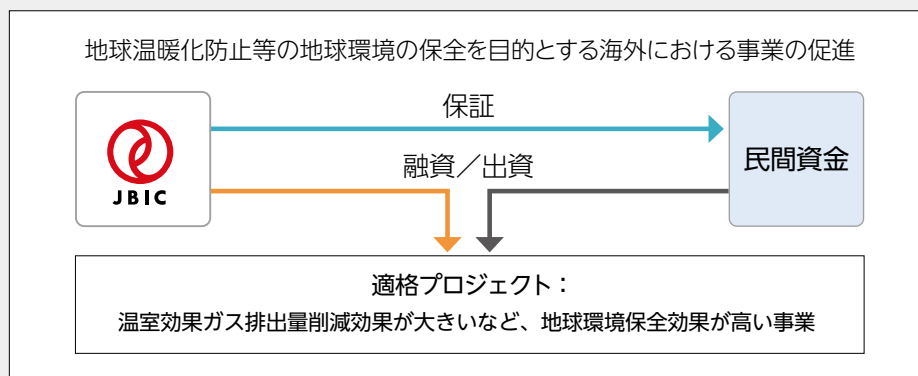


## 地球環境保全業務 (GREEN) について

JBICは、高度な環境技術を活用した太陽光発電やエネルギー効率の高い発電所の整備、省エネ設備の導入等の高い地球環境保全効果を有する案件に対して、民間資金の動員を図りつつ、融資・保証および出資を通じた支援「地球環境保全業務(Global action for Reconciling Economic growth and ENvironmental preservation:GREEN)」を行っています。GREENは、国

際的にも高く評価される日本の先進技術の世界への普及にも留意しつつ、主として温室効果ガスの大幅な削減が見込まれる案件等に対する地球環境保全効果に着目した支援を行っています。

JBICは、日本企業のノウハウやその技術を広く活用しつつ、地球環境保全に資するインフラ海外展開等を推進していきます。



## 環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン

環境や人権への世界的な関心が高まる中、特に海外事業においては環境社会影響に関するリスクマネジメントが不十分なために事業の実施に重大な影響が出たり、社会的なレピュテーション・リスクを負う事例も少なくありません。

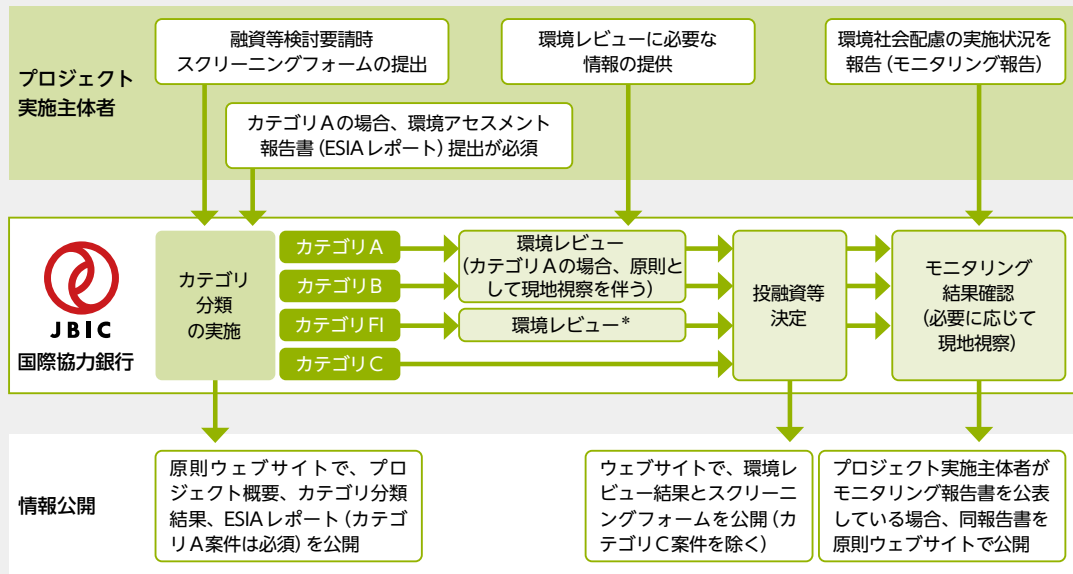
JBICでは、このような状況の下、業務遂行にあたり「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン」(環境ガイドライン)に基づいて、JBICの投融資等の対象となるすべてのプロジェクトにおいて、地域社会や自然環境に与える影響に配慮して事業が行われていることを確認しています。

環境ガイドラインは、JBICが実施する環境社会配慮確認の手続き、判断基準、投融資等の対象となるプロジェクトに求められる環境社会配慮の要件を定めたもので、JBICはプロジェクトの実施主体者による環境社会配慮が適切でないと判断した場合は、その是正を働きかけ、それでも適切に実施されない場合は、投融資等の実行を差し控えたり、借入人に期限前償還を求めることがあります。

また、原子力プロジェクトに関しては、2017年12月に制定した「原子力プロジェクトにかかる情報公開配慮確認のための指針」に基づいて、プロジェクト固有の事項について、プロジェクト実施者等による情報公開および住

### 環境社会配慮確認手続き

環境社会配慮確認は、投融資等決定前に対象プロジェクトを環境への影響の程度に応じてカテゴリ分類する『スクリーニング』、環境社会配慮の適切性について確認を行う『環境レビュー』を経て、投融資等の決定後実際の影響を確認する『モニタリング結果の確認』という流れで行われます。



\*カテゴリFIの場合、金融仲介者等を通じ、プロジェクトにおいて環境ガイドラインに示す適切な環境社会配慮が確保されるよう確認する。

スクリーニングにおいては、プロジェクト実施主体者等から提供される情報に基づき、プロジェクトの環境に及ぼす影響の大きさ等に応じ、次の4つのカテゴリに分類します。

|        |   |
|--------|---|
| カテゴリA  | 環境への重大で望ましくない影響のある可能性を持つようなプロジェクト   |
| カテゴリB  | 環境への望ましくない影響が、カテゴリAプロジェクトに比して小さいと考えられるプロジェクト  |
| カテゴリC  | 環境への望ましくない影響が最小限かあるいは全くないと考えられるプロジェクト   |
| カテゴリFI | JBICの投融資等が金融仲介者等に対して行われ、JBICの投融資等承諾後に、金融仲介者等が具体的なサブプロジェクトの選定や審査を行い、JBICの投融資等承諾前にサブプロジェクトが特定できない場合で、かつ、そのようなサブプロジェクトが環境への影響を持つことが想定される場合 |

民参加配慮が適切になされていることを確認することとしてしています。

なお、環境ガイドラインでは、施行5年経過後に、5年間の実施状況についての確認を行い、これに基づき包括的な検討を行い、その結果、必要に応じて改訂を行うことが定められています。JBICは、2015年の環境ガイドライン施行から5年経過後の2020年からその改訂作業に取り組み、広く一般に周知のうえ、2022年5月に環境ガイドラインを改訂しました。改訂にあたって、JBICは、透明性の高い開かれたプロセスを確保するため、2021年2月か

ら2022年2月まで、計10回にわたりコンサルテーション会合を開催し、改訂案に対するパブリック・コメントを経て、2022年5月に環境ガイドラインを改訂、2022年7月に施行しました。また、環境ガイドラインの改訂に合わせて「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドラインおよび原子力プロジェクトにかかる情報公開配慮確認のための指針に基づく異議申立手続要綱」(異議申立手続要綱)も改訂し、現在の異議申立手続要綱は、環境ガイドラインと同じく、2022年5月に改訂、2022年7月に施行したものです。

## ■ グリーンボンド

JBICは、グリーンファイナンスを通じた持続可能な社会・環境の実現に貢献することを目指しており、グリーンファイナンスに必要な資金を調達することを目的として、2022年1月に日本の政府保証外債として初のグリーンボンドを発行しました。また、2022年10月には2回目のグリーンボンドも発行しています。グリーンボンドによ

り調達した資金は再生可能エネルギーをはじめとする適格資産に充当されます。

なお、グリーンボンドは、市場でのシェア・知名度が高いサステナビリティス社よりセカンド・パーティ・オピニオンを取得した厳格なフレームワークに基づいて発行しています。

### ■ 発行概要

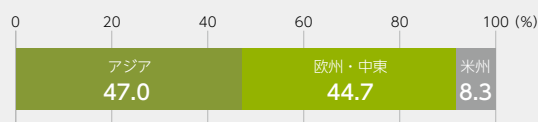
|      | 第1 (JBIC50) | 第2 (JBIC55) |
|------|-------------|-------------|
| 保証体  | 日本国政府       |             |
| 通貨   | 米ドル         |             |
| 年限   | 5年          |             |
| クーポン | 1.625%      | 4.375%      |
| 発行額  | 5億米ドル       |             |

### ■ 資金使途対象案件

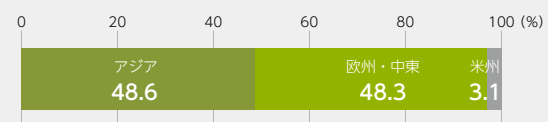
- 再生可能エネルギー (アフリカ風力、東南アジア地熱等)
- グリーン交通 (欧州高速鉄道)

### ■ 地域別販売状況

#### ・第1次グリーンボンド (JBIC50)

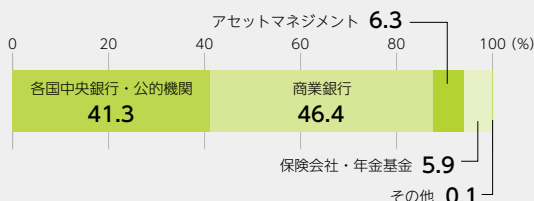


#### ・第2次グリーンボンド (JBIC55)

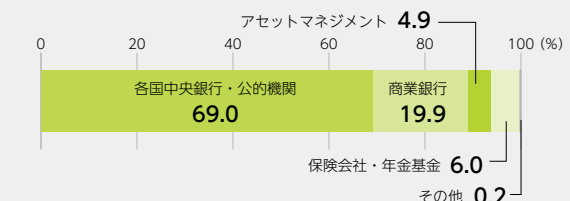


### ■ 業態別販売状況

#### ・第1次グリーンボンド (JBIC50)



#### ・第2次グリーンボンド (JBIC55)



## ■ ソーシャルインパクトファイナンス業務実績事例

社会課題の解決に資する事業に対する支援として、ソーシャルインパクトファイナンスの取り組みを支援しています。

### 廃棄物発電を行うインド法人にクレジットラインに基づく個別貸付

**Point** 2023年3月、JBICはインドの政府系金融機関Power Finance Corporation Limited (PFC)と約15億円を限度とする貸付契約を結びました。これは、2022年7月にPFCと締結した再生可能エネルギー事業、省エネルギー発電・熱供給事業を対象としたクレジットラインに基づく個別契約で、(株)三井住友銀行との協調融資(総額約26億円)です。JBICは、三井住友銀行の融資部分に保証も提供します。

今回の個別契約は、インド法人Antony Lara Renewable Energy Pvt. Ltd. がマハラシュトラ州で実施する廃棄物発電事業に必要な資金を、PFCを通じて融資するものです。

インドの電源構成は石炭火力発電に偏重し、エネルギー需要の約8割を化石燃料に依存しています。モディ首相は独立100周年の2047年までに「エネルギーの自立」達成を宣言、その一環として2030年までに非化石燃料による発電容量を500GWに増強する方針を表明しています。特に、インドでは廃棄物が未利用のまま埋め立てられる割合が高く、都市の人口増大により廃棄物問題が一層深刻化しています。そこで、インド政府は「クリーン・インドア」政策のもと廃棄物発電などの廃棄物処理施設づくりを推進するなど、国内の衛生問題の改善に継続的に取り組んでいます。

JBICは、PFCへの融資を通じて、インド政府が進める地球環境保全への貢献や、社会課題解決につながる取り組みを支援します。



調印式の様子

### カナダにおける電気・電子廃棄物の権益取得に対して融資

**Point** 2023年2月、JBICは、JX金属(株)のカナダ法人JX Metals Canada Inc. (JXMC)が電気・電子廃棄物回収会社の株式を取得するのに必要な資金の一部として、カナダドル建ての貸付契約を結びました。本融資は、(株)みずほ銀行、(株)三井住友銀行との協調融資です。

JBICの融資は、JX金属がJXMCを通じてカナダ最大の電気・電子廃棄物回収会社eCycle Solutions Inc.の株式取得に必要な資金の一部を融資するものです。JX金属は、株式取得により電気・電子廃棄物に関する権益を得て、回収した廃棄物をリサイクル資源として銅製錬原料に使用します。

銅は、電気自動車のモーターをはじめ脱炭素化社会を実現するための重要な資源です。しかし、鉱山から産出される鉱石原料だけでは増大する需要を満たせず、電気・電子廃棄物などのリサイクル資源の活用が必須とされています。世界的に電気・電子廃棄物の獲得競争が激化するなか、今回の融資は、日本企業によるリサイクル資源の確保と活用を金融面から支援するものであり、日本の資源の安定確保に貢献するとともに、JX金属が進めるサプライチェーンの強靱化にも資するものです。



回収した電気・電子廃棄物

## シンガポールのヘルスケア企業に出資

**Point** 2023年3月、JBICは、三井物産(株)と共同で、シンガポール法人Wellestaの株式およびコンバーティブル・ボンド(転換社債型新株予約権付社債)(最大約2,000万シンガポールドル(JBIC分))を、三井物産が設立した特別目的会社経由で取得しました。

Wellestaは、2019年に設立されたスタートアップ企業で、主にアジアで医薬品および医療機器の販売・マーケティング事業を行っています。

一方、三井物産は、筆頭株主として出資参画しているアジア最大級の民間病院グループIHH Healthcare Berhadを中核として、アジアにおけるヘルスケア事業に取り組んでいます。今回、三井物産はWellestaへの出資等を通じて、医薬品や医療機器へのアクセスルートを確保し、ヘルスケアビジネスのバリューチェーンの強化を目指しています。

アジアでは、先進国で承認済みの医薬品や医療機器が国内で未承認のために使用できない「ドラッグ・ラグ」「デバイス・ラグ」が社会課題となっており、Wellestaの医薬品および医療機器の販売・マーケティング事業が社会課題の解決につながると期待されます。

JBICによるWellestaへの出資等は、こうした三井物産の海外事業展開や社会課題解決を支援するもので、日本の産業における国際競争力の維持・向上に貢献します。

## マレーシアでのリサイクルPET樹脂の製造・販売事業に融資

**Point** 2022年7月、JBICは、(株)ヒロユキのマレーシア法人Hiroyuki Industries (M) Sdn. Bhd. (HISB)との間で、リサイクルPET事業を対象に、256万ユーロを限度とする貸付契約を結びました。本融資は、(株)りそな銀行との協調によるものです。

ヒロユキは、梱包用品などの卸売を行う埼玉県の中堅企業です。同社は、2000年にマレーシアにHISBを設立し、東南アジア、欧州、北米、アフリカなどを中心に梱包用品を輸出しています。HISBは、環境配慮への関心の高まりを受け、マレーシア国内でほとんどが廃棄されている使用済ペットボトルを回収し、食品用リサイクルPET樹脂を生産する事業を進め、循環型社会への貢献を期しています。

JBICは、HISBの取り組みを支援するため、2015年11月にHISBがジョホール州で実施するリサイクルPET樹脂の製造・販売事業に融資しました。今回の融資はそれに続き生産設備の増設に必要な資金を融資するものです。

今後も、JBICは、中堅・中小企業による海外事業展開への支援を通じて、日本の産業の国際競争力の維持・向上に貢献していきます。



リサイクルライン



## ■ 人的資本、多様性に関する取り組み

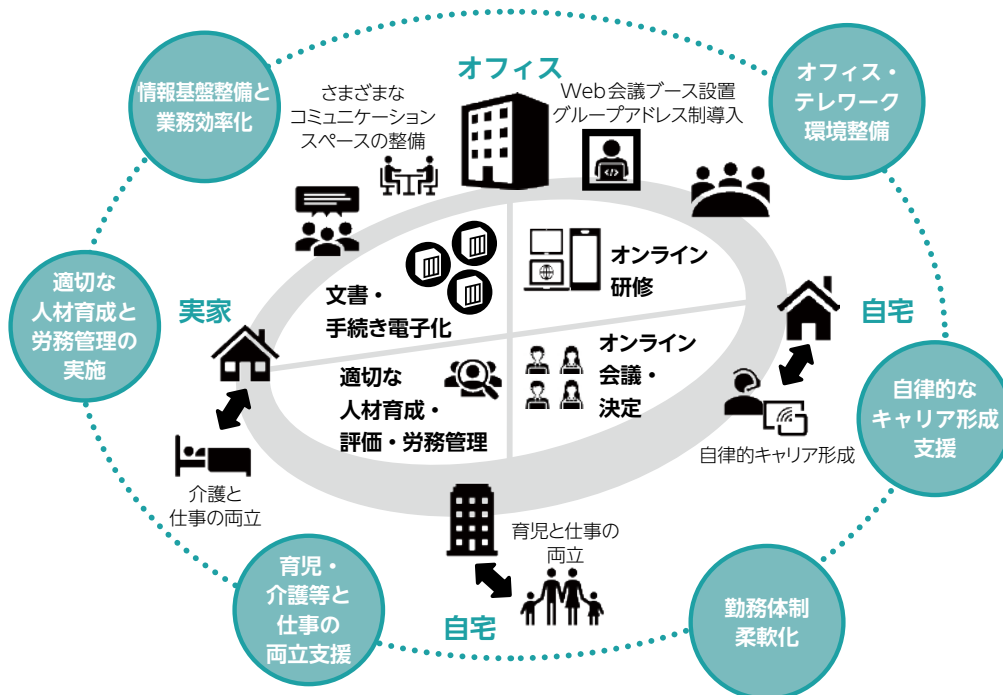
JBICは、「国際ビジネスの最前線で、日本そして世界の未来を展きます。」という企業理念の下、第4期中期経営計画において、今後10年先を見据えたあるべき姿として、「海図なき世界情勢の中で、日本の力で未来を築く『羅針盤』でありたい。」という中長期ビジョンを掲げています。このような理念、ビジョンを国際ビジネスの現場で、ファイナンスという手段を通じて実現していくことがJBICの役割です。そのためには、金融に関する“専門性”、複雑化する国際関係の中で日本と国際経済社会の発展を見据えられる“公共性”と“国際性”、そのいずれをも高い水準で備えた人材に活躍してもらうことが必要となります。このため、第4期中期経営計画では、「多様な職員の能力と活力を引き出す人材育成と働き方改革の推進」を取り組み目標として掲げ、優れた人材の獲得・育成やその活躍を後押しする取り組みを実施しています。

当該取組目標を踏まえ、「第2期働き方改革基本計画（2021～2023年度）」を策定し、「全職員が、それぞれ

の価値観に合った働き方で、活力をもって持続的に働ける組織を作り、新常態での組織基盤を強靱化する」ことを目的としています。これは、コロナ禍により生じた行動変容を捉え、前計画からさらに踏み込んでそれぞれの職員の価値観に応じた働き方を可能にするとともに、リモート環境下も踏まえた人材育成の強化や自律的なキャリア形成・能力開発支援を通じて職員一人ひとりが個々の能力を最大限に発揮し一層活躍できる組織とすることで、日本と国際経済社会の健全な発展に貢献するための組織基盤を強化することに主眼を置いたものです。オフィスワークとテレワークを組み合わせたハイブリッドワークを継続的に推進しつつ、電子化を中心とした情報基盤整備と業務効率化、オフィス・テレワーク環境整備、リモート環境下での人材育成強化、自律的なキャリア形成・能力開発支援、職員の心身の健康増進、育児・介護等と仕事の両立支援、勤務体制の柔軟化等の諸施策に取り組んでいます。

### 計画の目的

全職員が、それぞれの価値観に合った働き方で、活力をもって持続的に働ける組織を作り、新常態での組織基盤を強靱化する。



### 多様な職員の能力と活力を引き出す人材育成方針

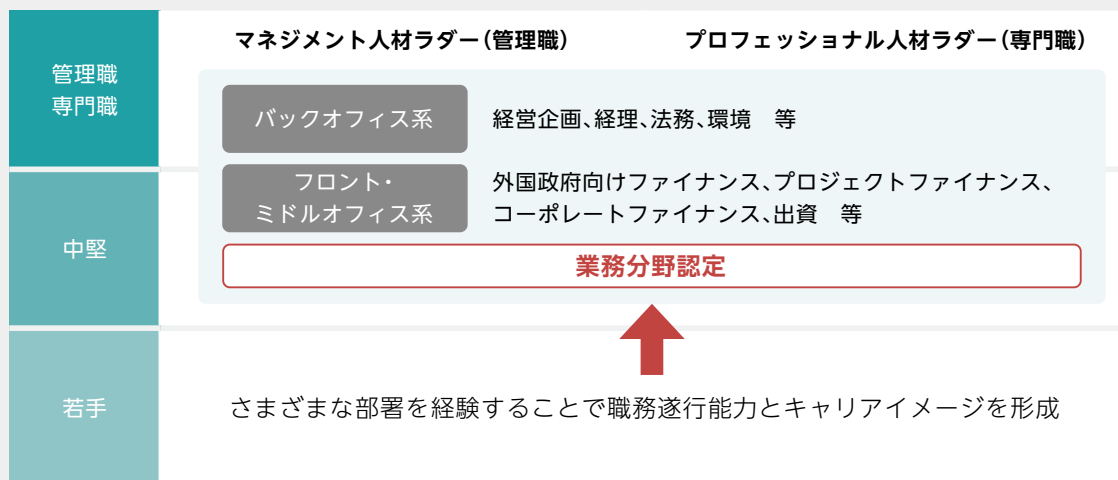
日本および国際経済社会の発展に貢献する組織として、グローバル化が進む中でますます多様化・高度化するニーズに応え、付加価値を創造していくため、同質なジェネラリスト育成ではなく、職員個々の強みや適性に着目して、早い段階から意識的にハードスキルとソフトスキルを開発し、その後のキャリアパスも見据えて、継続的に強化していくことを人材開発・育成の方針としています。

総合職に関しては、2019年度に、専門性の高度化や個々の職員のキャリアパスの明確化の観点から「業務分野認定」制度を導入し、2020年度から運用を開始しています。また、2020年度には、キャリアパス選択の幅の拡大や高度な専門性を有する職員の人材の育成を行う観点から、従来の組織マネジメントの職責を担う「マネジメント人材ラダー」に加え、「プロフェッショナル人材ラダー」を新設しました。上記方針を実現するため、職員の中長期的なキャリア開発プランを策定する「人材開発審議会」や

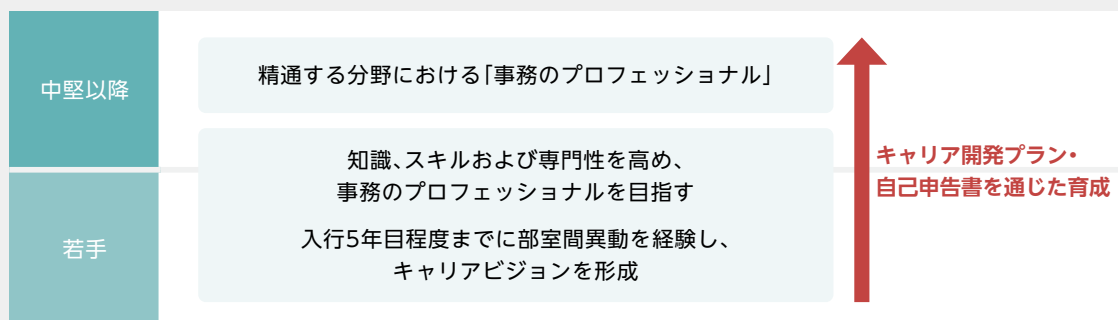
毎年上司との間で能力開発方針について協議する「能力開発協議」などの場において職員と十分な対話を図り、また、人事異動がある際には人事室と新旧上長間で「人材育成方針協議」も実施する等、個々人のキャリア開発を促す仕組みを導入しています。

専門性の高い事務のプロフェッショナルを人材像とする業務職については、専門性の強化とライフステージを考慮した中長期的な人材育成に向けて、キャリア開発プラン(CDP)を導入しています。キャリア開発シートを作成し、それに基づき上長と協議することを年間サイクルで実施するローリングプランです。比較的頻繁な異動を伴わない職系であることから、所属部門・部室における中長期的観点での人材育成を重視し、職員本人と直属の上長との対話を基本とする仕組みの中で、上長による職員本人の意向把握および育成・指導を行いつつ、人事異動がある際には人事室と新旧上長間で「人材育成方針協議」を実施し中長期キャリアプランについて協議しています。

#### 総合職の場合



#### 業務職の場合



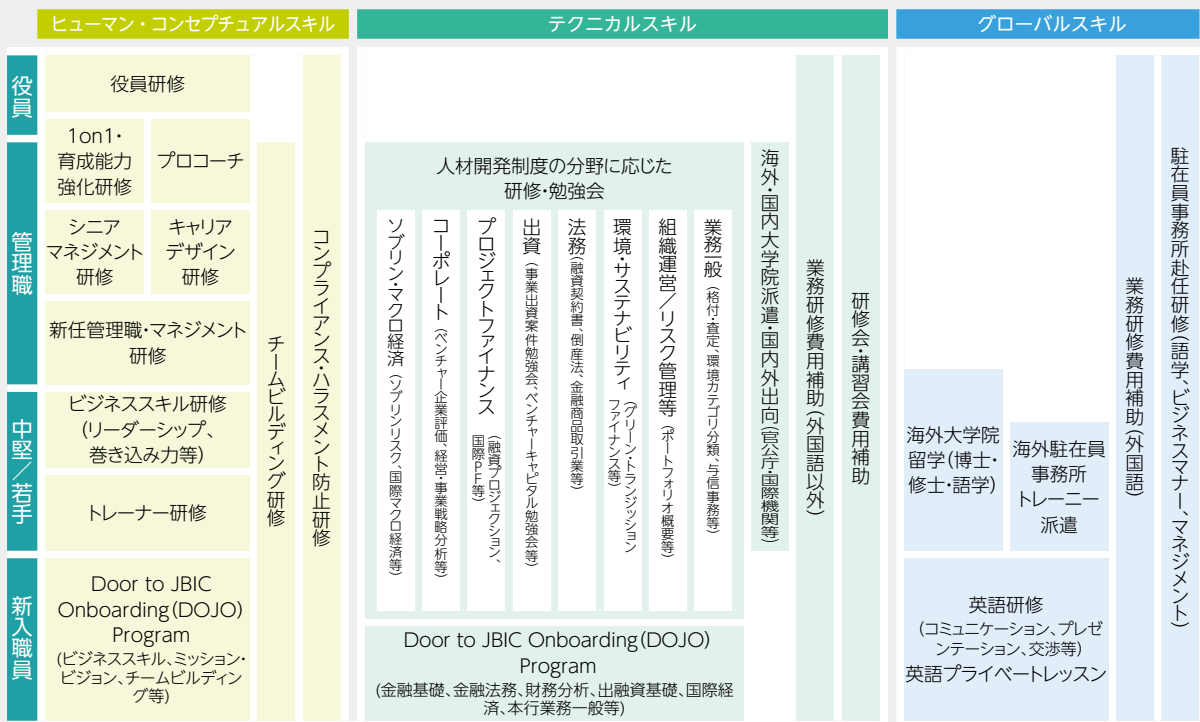
## 研修体系～金融に関する専門性と、公共性・国際性の養成に向けて～

第4期中期経営計画における取組目標である「多様な職員の能力と活力を引き出す人材育成と働き方改革の推進」の下、研修体系の整備を進め、2023年4月より新たな研修体系として、下記の「JBIC Academia」を創設しました。これは役職員間の「学び」と「教え」と「コミュニケーション」を育む研修制度であり、そのコンセプトを「Be

your own compass」と定めています。「海図なき世界情勢の中で、日本の力で未来を築く『羅針盤』でありたい。」という中長期ビジョンの下、JBIC Academiaを通じて、役職員一人ひとりが自ら学びたいものを学び、互いに教え合い、そして日本の力で未来を築く「羅針盤」として、それぞれのJBICにおけるキャリアを切り拓き、活躍・成長していく、そんな想いを込めたコンセプトです。

JBIC Academiaでは、これまでの研修を3つの

### JBIC Academiaの概要



#### ■ ヒューマン・コンセプチュアルスキル

国際ビジネスの最前線で活躍することに加え、JBICの将来の経営幹部人材を育成するため、各階層において必要となるスキルの習得（新入職員：論理的思考力等、中堅：巻き込み力等、管理職：リーダーシップおよび組織マネジメント等）や、人材育成能力の強化を進めています。

#### ■ テクニカルスキル

業務を遂行するにあたって必要となるさまざまな専門知識（ソブリン、コーポレート、PF/SF、出資、法務、環境・サステナビリティなど）について研修・勉強会を実施しているほか、業務上必要な専門知識の習得のために、他の機関が行っている研修等を受講した際、その費用を補助しています。

職員が志向する専門性に応じて、業務に関連する経済学、経営学、公共政策、法律等の知識の習得を目的とした海外・国内の大学院<sup>(注1)</sup>への派遣をしています。また、国際機関<sup>(注2)</sup>、民間銀行の海外拠点等への一部公募制による出向

に加え、外交・経済政策を担う官公庁への出向を行っています。

#### ■ グローバルスキル

新人・若手職員はプライベートレッスンや集合研修を通じて英語力を集中的に強化するほか、総合職の新人・若手職員には海外駐在員事務所数カ月間のトレーナー研修を積む機会があります（2022年度の派遣実績：男性職員15人、女性職員11人）。

業務に関連する外国語（英語以外も含む）の習得を促進するため、授業料や受講料等の費用の一部を補助しているほか、海外大学院・出向に加えて特殊語学の語学学校にも派遣をしています。

(注1) 海外大学院：ハーバード大学、スタンフォード大学、マサチューセッツ工科大学、コロンビア大学、ロンドン・ビジネス・スクール、ケンブリッジ大学等

(注2) 国際機関：世界銀行、国際金融公社等



Facultyに再編成し、新入行員から役員に至るまで、ヒューマン・コンセンチュアルスキル、テクニカルスキル、グローバルスキルの各Facultyにおいて、海外職務経験、ファイナンスや言語などの知見、ビジネス・マネジメントスキルなどを幅広く習得できるよう、多様な研修を設定しています。加えて、地経学、各国マクロ経済、環境社会関連、個別の出融資事例など、さまざまな分野で社内勉強会を開催する等を通じて、金融に関する専門性と、公共性・国際性の養成に取り組んでいます。第4期中期経営計画における取組目標である「新常态に対応するデジタル環境の整備」と「第2期働き方改革基本計画」における「リモート環境下の適切な人材育成」および「自律的なキャリア形成の支援」の実現に向けて、2023年4月よりITツールのLearning Management System(LMS)も導入しています。

### 多様で優れた人材の活躍を後押しするサポート体制

JBICでは、上記のJBIC Academiaを活用したOFFJT(Off the Job Training)に加えて、現場で経験を積むことを通じて、目指すべき専門性を意識したキャリアパスを設定するOJT(On the Job Training)を実施しています。業務経験を本格的にスタートさせる新卒入行職員と、後述のとおり継続的に採用を強化しているキャリア採用職員の双方とも組織に早期に定着し自律的に活躍できるよう、OJTにおいて、新卒入行職員にはトレーナー(業務上の育成指導役)、キャリア採用職員にはメンターが一人ひとりつくことでサポートしています。また、職員の育成を目的とした上司との定期的な対話機会である1on1ミーティング等を通じて面での育成サポートを強化しています。

### 多様な働き方の推進

職員の持つ多様な価値観に応じた働き方を可能にするため、育児・介護等と仕事を両立する職員向けに、休暇等の人事制度や各種サポート体制を設け、育児・介護ハンドブックの配布、上司との育児・介護面談、両立支援制度の全職員向け定期発信等を行っています(次項参照)。このような取り組みを通じ、JBICは、子育てサポート企業として「くるみん」、仕事と介護を両立できる職場環境の整備促進に取り組んでいる企業として「トモニン」という公的



な認証を取得しています。

第2期働き方改革基本計画の下では、職員の誰もが育児に参加し、不安なく復職できる環境の整備として、仕事との両立支援セミナー・座談会、管理職向け育児・介護にかかる理解促進のための研修等を実施したほか、就学児を子に持つ職員等へのサポート体制や男性職員の育児休業等取得促進に向けた制度の拡充を行いました(2022年度の男性の育児休業等の取得割合は40.0%、男性の育児休業等と育児目的休暇の取得割合は93.3%)。また、出産・育児、介護、配偶者転勤等を事由とした退職者の復職を可能とするカムバック制度の拡充を行っています。

### 柔軟な働き方を可能にする環境の整備

柔軟性の高い時差出勤制度やテレワーク制度、有給休暇とは別枠の夏季休暇(5日間)等を整備しています。JBIC職員の有給休暇取得率80%を目標として掲げ(2022年実績:65.1%)、連続休暇の取得促進をはじめとして、職員に対して有給休暇の着実な取得を呼びかけるとともに、定期的な取得状況の周知を行う等の取得しやすい職場環境づくりを進めています。

職員のテレワーク時のネットワーク改善を図るとともに、オフィス出社時に職員がより快適な環境で高い生産性を発揮できるようオフィス環境の改善を進めているほか、ハイブリッドワーク下において職員間のコミュニケーションを活性化するため、チームビルディング研修やさまざまなテーマでの座談会を実施しています。

### 多様な人材の活躍

女性活躍推進法に基づく行動計画にて、JBICにおける管理職に占める女性職員の割合を2024年7月末までに10%以上とする目標を掲げ(2023年3月末現在8.2%)、育児・介護等と仕事との両立支援の拡充や柔軟な働き方を可能にする環境の整備を進めるとともに、社外研修への派遣等を通じて、女性職員のキャリア形成意識醸成に取り組んでいます。また、同計画にて、JBICにおける総合職新卒採用者に占める女性の割合を毎年度50%目途とし積極的な採用を進めている(2022年度実績57%、2023年度実績45%)ほか、海外の駐在員事務所や出向先で活躍する女性職員も増加しています(2023年3月末時点の総合職職員に占める海外滞在者の割合:男性15%、女性14%)。

加えて、専門人材を含むキャリア採用にも注力してお

## 育児

女性が利用可能 男性が利用可能 男女共に利用可能

|   | 妊娠       | 出産   | 育児   |    |      |      |    |       |       |          |        |
|---|----------|------|------|----|------|------|----|-------|-------|----------|--------|
|   | 妊娠が確定した日 | 6週間前 | 2週間前 | 出産 | 1カ月後 | 8週間後 | 1年 | 1年2カ月 | 1年6カ月 | 満2歳に達する日 | 小学校6年生 |
| 人事制度  |          |      |      |    |      |      |    |       |       |          |        |
| 妊産婦休暇<br>(保健指導または健康診査)<br>(通勤緩和)(休養)          |          |      |      |    |      |      |    |       |       |          |        |
| 妊産婦の時間外・休日勤務の制限                               |          |      |      |    |      |      |    |       |       |          |        |
| サポート体制  |          |      |      |    |      |      |    |       |       |          |        |
| 産休前面談   |          |      |      |    |      |      |    |       |       |          |        |
| 復職前面談   |          |      |      |    |      |      |    |       |       |          |        |
| 保育費用金銭補助                                      |          |      |      |    |      |      |    |       |       |          |        |
| 保育園の確保  |          |      |      |    |      |      |    |       |       |          |        |
| 育児休業  |          |      |      |    |      |      |    |       |       |          |        |
| 場合により延長可                                      |          |      |      |    |      |      |    |       |       |          |        |
| 勤務時間の短縮                                       |          |      |      |    |      |      |    |       |       |          |        |
| 時間外・休日勤務の制限                                   |          |      |      |    |      |      |    |       |       |          |        |
| 深夜残業の免除                                       |          |      |      |    |      |      |    |       |       |          |        |
| 勤務時間外・休日勤務の適用除外                               |          |      |      |    |      |      |    |       |       |          |        |
| 看護休暇  |          |      |      |    |      |      |    |       |       |          |        |
| 子どもの通う保育施設等が休業等となった場合の休暇                      |          |      |      |    |      |      |    |       |       |          |        |
| 始業・終業時刻の変更措置(JBIC内通称:育介フレックス)                 |          |      |      |    |      |      |    |       |       |          |        |
| 積立年休の利用(子どもの看護、子どもに予防接種もしくは健康診断を受けさせるために休む場合) |          |      |      |    |      |      |    |       |       |          |        |
| 出産休暇(産前)                                      |          |      |      |    |      |      |    |       |       |          |        |
| 多胎児の場合、14週間前から                                |          |      |      |    |      |      |    |       |       |          |        |
| 出産休暇(産後)                                      |          |      |      |    |      |      |    |       |       |          |        |
| 妊産婦休暇<br>(保健指導または健康診査)                        |          |      |      |    |      |      |    |       |       |          |        |
| 育児休暇  |          |      |      |    |      |      |    |       |       |          |        |
| 出産後1年以内の時間外・休日勤務の免除                           |          |      |      |    |      |      |    |       |       |          |        |
| 育児支援休暇(第2子以降の場合は予定日の6週間前から(多胎児の場合、14週間前から))   |          |      |      |    |      |      |    |       |       |          |        |
| 出生時育児休業<br>(女性職員は、養子等を養育する場合)                 |          |      |      |    |      |      |    |       |       |          |        |

### ■ 介護

|                                     |
|-------------------------------------|
| 人事制度                                |
| 介護休業                                |
| 勤務時間の短縮                             |
| 時間外・休日勤務の制限、深夜残業の免除、勤務時間外・休日勤務の適用除外 |
| 介護休暇                                |
| 積立年休(介護事由での取得可)                     |
| 始業・終業時刻の変更(育介フレックス)                 |

### ■ 育児・介護

|                          |
|--------------------------|
| サポート体制                   |
| 育児介護ハンドブック/両立支援制度情報の定期配信 |
| 育児・介護関連セミナー              |
| 休業取得前後の面談                |
| 各種金銭補助                   |
| 保育園の確保(育児)               |
| 社外専門家による介護相談(介護)         |

り、2023年3月末時点で、総合職のうち、管理職に占めるキャリア採用者の割合は約2割、非管理職では約3割を占めているほか、2022年度の正規雇用労働者のキャリア採用比率は48%となっています。

### 心身の健康を増進するための職場環境の整備

職員のメンタルヘルスケアのため、ストレスチェックテストの実施に加え、定期的なニュースレターの配信、外部カウンセリング相談窓口の設定、セルフケア・ラインケア研修の実施を行っています。

また、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、マタニティ・ハラスメントその他のハラスメント行為は、

人権を侵害し職場環境を害する行為として、一切これを禁じています。内部・外部受付窓口のほか、ハラスメント問題に特化した外部相談窓口を設置し、問題発生時には、迅速に調査し、被害者の救済と再発防止に向けた断固たる処置を取っています。ハラスメントを防止する取り組みとして、毎年全役職員を対象とする研修およびe-learningを実施しています。

## G

## ガバナンス

## Governance

## ■ コーポレート・ガバナンス

第4期中期経営計画における組織分野の重点取組課題として、「外部環境の変化に対応する業務体制の整備」および「新常态に対応する効率的な組織運営」を掲げています。

SDGsや気候変動問題への対処、ESG投資に関する世

界的潮流といった外部環境を踏まえ、業務体制を整備するとともに、コンプライアンス態勢の実効性強化に取り組んでいきます。

JBICのコーポレート・ガバナンスについては、4章1コーポレート・ガバナンス(P104)を参照ください。

## ■ サステナビリティ・アドバイザリー委員会、サステナビリティ委員会の設置

2022年6月、ESGポリシーに掲げる「サステナビリティ推進体制の強化」の一環として、サステナビリティ・アドバイザリー委員会およびサステナビリティ委員会を新設し、2022年度はサステナビリティ委員会において気候変動関連開示方針や人権方針の策定方針等の審議を実施しました。外部専門家で構成するサステナビリティ・アドバイザリー委員会においては、気候変動対応に関する取締役会からの諮問を行い、助言を得ました。国際経済社会の持続可能な発展や地球規模課題の解決というグローバルなサステナビリティの実現に向け、組織全体でサステナビリティ経営を加速していきます。

## サステナビリティ・アドバイザリー委員会

取締役会の諮問機関として、社外の有識者により構成され、サステナビリティの実現に向けたJBICの取組推進に関する方針等について助言を行います。

## サステナビリティ委員会

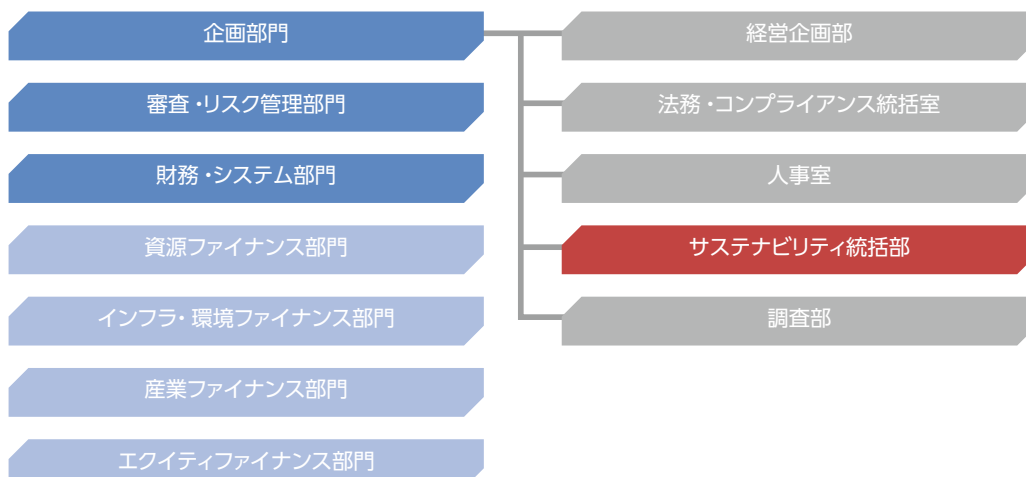
経営会議の委任に基づき、JBICのサステナビリティ推進に関する方針その他の重要事項に係る審議を行います。

ガバナンス体制図はP45を参照ください。

## ■ サステナビリティ統括部の設置

2022年6月、「サステナビリティ推進体制の強化」の一環として、企画部門に「サステナビリティ統括部」を新たに設置しました。サステナビリティに関する知見・機能を集

約することで、サステナビリティの実現に向けたJBICの取り組みをさらに推進していきます。



## ■ 外部イニシアチブへの加盟

### TCFD コンソーシアム

2019年10月、TCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）の趣旨に賛同を表明し、TCFDコンソーシアムに参画しています。



### TNFD フォーラム

2022年12月、TNFD（自然関連財務情報開示タスクフォース）の議論をサポートするTNFDフォーラムに参画しています。

### 水素バリューチェーン推進協議会

水素バリューチェーン推進協議会は、水素社会実現に向けた戦略の方向性について、官民さまざまなステークホルダーが議論を行う場を提供しています。



### 日本水素フォーラム

日本水素フォーラムは、米国の脱炭素化の目標に貢献するため、米国において水素に関する事業を営む日系企業15社により設立されました。JBICは2022年4月に加入し、月例で開催される全体会議等に参加しています。

### グリーン燃料アンモニア協会

グリーン燃料アンモニア協会は、低炭素社会に向けてのCO<sub>2</sub>フリーアンモニアの供給から利用までのバリューチェーンの構築、および社会実装を目的として、2019年4月に一般社団法人（旧称 グリーンアンモニアコンソーシアム）として設立されました。



### Sustainability Leaders Council

Sustainability Leaders Councilは、2021年10月、米Eurasia Groupとサントリーホールディングス株式会社が共同で設立し、アジアを中心としたサステナビリティを巡る議論を行っています。JBICは、Sponsoring Partnerとして同Councilの活動に貢献しています。

### 経団連自然保護協議会

経団連自然保護協議会は、途上国および国内の自然保護活動を支援するとともに、企業の自然保護活動を促進することを目的とし、経団連自然保護基金を通じたプロジェクト支援、政策提言、企業への啓発・情報提供を行います。JBICは2023年6月に参画しました。

### 2X Challenge / 2X Global

2018年6月のG7シャルルボワ・サミット（カナダ）にて、女性の社会進出推進のためのイニシアティブ[The G7 2X Challenge: Financing for Women]に参加表明しました。

なお、2X Challengeは現在2X Globalの一部として活動しています。



### アフリカのきれいな街プラットフォーム

2022年7月、アフリカ諸国における衛生的な都市環境や廃棄物管理に関する知見共有や投資促進を通じて、持続可能な開発目標（SDGs）の達成を支援するために設立された「アフリカのきれいな街プラットフォーム」に加盟しました。

## JBICの気候変動への取り組み～TCFD提言を踏まえた情報開示(2022年10月公表)の概要

JBICは、2021年10月に策定したESGポリシーにおいて気候関連財務情報開示の重要性を認識し、気候関連財務情報開示タスクフォース(Task Force on Climate-related Financial Disclosures、略称:TCFD)提言を踏まえた情報開示を推進していくことを

宣言しました。JBICは、TCFD提言を踏まえた開示を2022年から実施しており、今後も適切な情報開示を行っていきます。



## ■ ガバナンス

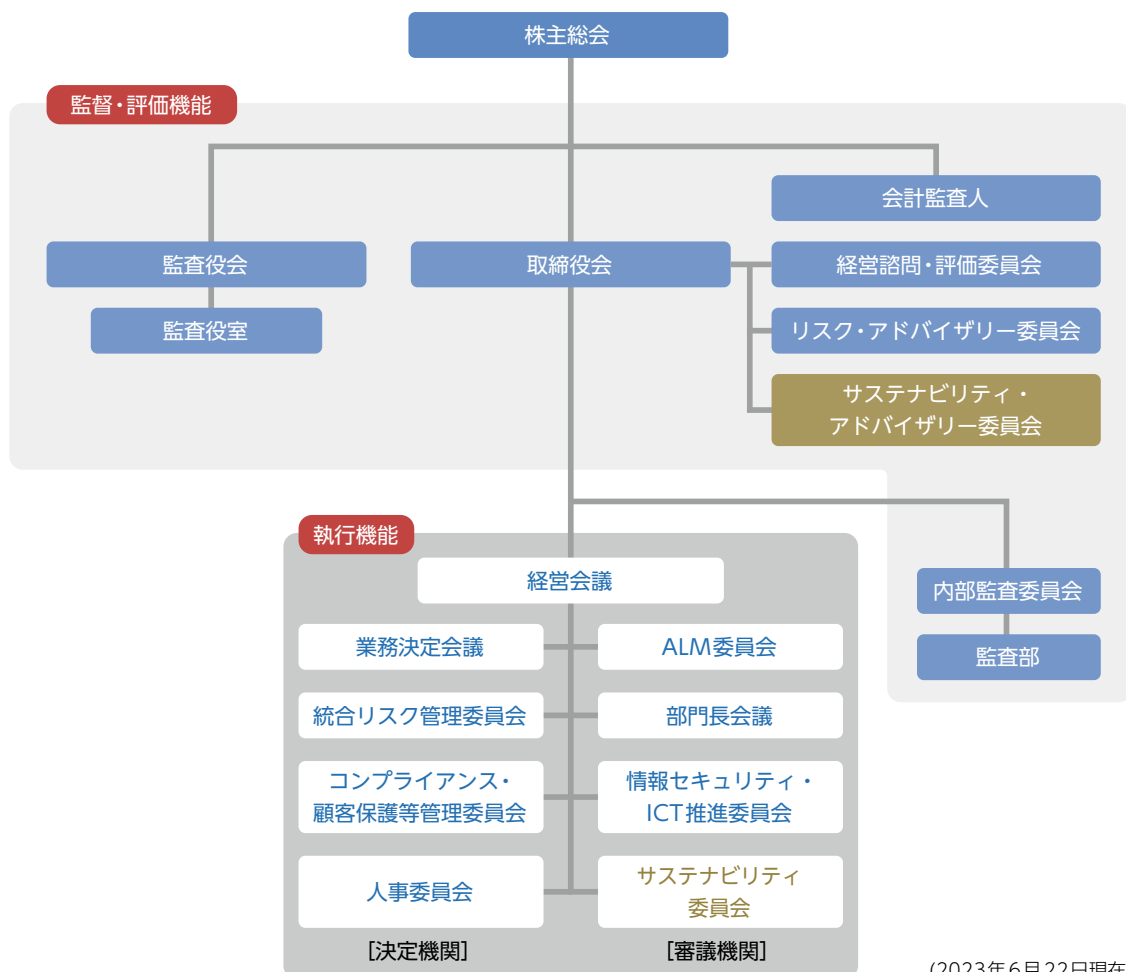
### サステナビリティ推進体制

JBICは、2022年6月、ESGポリシーに掲げる「サステナビリティ推進体制の強化」の一環として、サステナビリティ・アドバイザリー委員会、サステナビリティ委員会およびサステナビリティ統括部を新設しました。気候変動を含むサステナビリティに関する重要事項は、取締役会等に

よる監督の下、経営会議、サステナビリティ委員会、統合リスク管理委員会で議論されます。

2022年度中に開催されたサステナビリティ・アドバイザリー委員会では、気候変動対応に関する取締役会からの諮問を行い助言を得ました。

### サステナビリティ推進体制のためのガバナンス体制



## 気候変動を含むサステナビリティ関連事項に関する機関・会議・委員会ごとの役割等

| 機関・会議・委員会   |                        | 役割  |
|-------------|------------------------|---|
| 監督・<br>評価機能 | 取締役会                   | ESGポリシー等のサステナビリティの実現に向けた取り組み方針に係る基本事項の決定および変更について決議を行います。     |
|             | サステナビリティ・<br>アドバイザー委員会 | サステナビリティの実現に向けた取り組み推進に関する方針に関して取締役が<br>諮問する事項等に関して助言を行います。    |
| 執行機能        | 経営会議                   | 取締役会の委任に基づき、サステナビリティの実現に向けた取り組み推進に<br>関する経営上の重要事項の決定・審議を行います。 |
|             | サステナビリティ委員会            | 経営会議の委任に基づき、サステナビリティの実現に向けた取り組み推進に<br>関する方針その他の重要事項の審議を行います。  |
|             | 統合リスク管理委員会             | 経営会議の委任に基づき、統合リスク管理（気候変動関連リスクを含む）に<br>関する重要事項の決定・審議を行います。     |

### 戦略

JBICは、2021年6月に公表した第4期中期経営計画の重点取り組み課題の一番目の柱として、「国際経済社会の持続可能な発展に向けた地球規模の課題への対応」を掲げました。気候変動を脱炭素社会に向けたエネルギー転換への機会として認識したうえで、当該重点取り組み課題のもと、グリーンファイナンス、トランジションファイナンス等に積極的に取り組むとともに、組織体制面の強化を通じ、グローバルアジェンダの解決に積極的に取り組んでいきます。

新興国・途上国における脱炭素社会の実現に向けたエ

ネルギー転換の加速、ひいては世界全体でのカーボンニュートラルの実現に向けて、ステークホルダーとのエンゲージメントは政策金融機関としての重要な責務であると考えています。また、パリ協定が掲げる目標の達成には巨額の資金が必要とされており、民間資金を動員しつつ、資金フローを脱炭素化に向けて適合させていくことが重要です。JBICは、日本の政策金融機関として、海外の政府機関・国際機関等との連携強化を通じ、気候変動問題に関する取り組みを金融面から積極的に支援してまいります。

### リスク管理

JBICは、気候変動に関するリスク（気候変動リスク）への対応の重要性を認識し、気候変動リスクをトップリスクに指定するとともに、そのモニタリングに取り組んでいます。さらに、JBICでは、気候変動がポートフォリオに与える影響を把握するため、「移行リスク」を対象としたシナリオ分析を行っています。

また、JBICが取り組んでいるエンゲージメントに関する活動は、脱炭素社会の実現のみならず、将来的な気候変動リスク低減等の観点からも重要と認識しています。

#### トップリスク管理

JBICでは、リスクが顕在化した場合にJBICにもたらされる影響が大きい、特に注意すべきリスク事象をトップリスクと定義しています。JBICは、気候変動リスクへの対応の重要性を認識し、気候変動リスクをトップリスクに指定しています。

この枠組みのもとで、気候変動に関する社会動向や規制動向等を定期的にモニタリングするとともに、気候変動リスクがJBICポートフォリオに与える影響を把握するために気候変動シナリオ分析の充実化や気候変動リスク

管理の対応策の検討等を進めています。

### シナリオ分析

JBICでは、気候変動リスク等に係る金融当局ネットワーク(Network of Central Banks and Supervisors for Greening the Financial System、略称:NGFS)が提供する、2050年のカーボンニュートラル達成を前提としたNet Zero 2050シナリオ(1.5℃シナリオ)等を用いて、気候変動が中長期的にJBICポートフォリオに与える影響を分析・把握するとともに、今後の気候変動リスクに対する管理方針等の検討に活用しています。

気候変動リスクは、顕在化する時間軸や波及経路等について不確実性が高いため、潜在的な影響を評価することが難しいリスクです。また現時点では世界的にも分析

手法が発展途上にあり、利用可能なデータ等にも多くの制約があります。そのため、JBICは気候変動リスクに係る国内外の議論を踏まえながら、今後も政策金融機関として相応しい分析手法や影響の把握方法等を継続的に見直し、分析の充実化に努めていきます。

### 石炭火力発電案件への取り組み

JBICは、2021年6月の主要7カ国首脳会議(G7サミット)における合意に従い、排出削減措置のない石炭火力発電への支援を停止しています。なお、2023年3月末時点で石炭火力発電PF案件の残高は9,475億円となっており、これについては2040年代初頭にゼロを見込んでいます。

## ■ 指標・目標

### 気候変動関連ファイナンスの承諾・取り組み件数

JBICは、「第4期中期経営計画」において定めた取り組み目標「脱炭素社会の実現に向けたエネルギー変革への対応」のもと、グリーンファイナンスおよびトランジション

ファイナンスに関する目標を設定しています。案件の承諾件数および取り組み件数を指標として、各年度の目標を設定のうえ、経営会議において、達成状況等をモニタリングしています。

| 評価指標                               | 3年(※)<br>通期目標 | 2022年度<br>目標 | 2022年度<br>実績 | 2023年度<br>目標 |
|------------------------------------|---------------|--------------|--------------|--------------|
| グリーンファイナンスによる<br>案件の承諾件数           | 64            | 23           | 15           | 33           |
| グリーンファイナンスによる<br>案件の形成に係る取り組み件数    | 66            | 23           | 42           | 21           |
| トランジションファイナンスによる<br>案件の承諾件数        | 19            | 10           | 6            | 9            |
| トランジションファイナンスによる<br>案件の形成に係る取り組み件数 | 45            | 12           | 15           | 7            |

※ 2021～2023年度

### 温室効果ガス(GHG)排出量

JBICでは、気候変動関連リスク・機会を評価・管理するための指標としてGHG排出量の計測についての分析・検討を進めています。

今後も、パリ協定の国際的な実施に向け、気候変動関

連ファイナンスやエンゲージメント等を通じ、2030年までの自らのGHG排出量ネットゼロの達成、2050年までの投融資ポートフォリオのGHG排出量ネットゼロの達成を追求していきます。



TCFD 提言を踏まえた情報開示の全文については JBICウェブサイトをご覧ください。

<https://www.jbic.go.jp/ja/sustainability.html>

# 8. 2022年度の事業概況

## ■ 業務のハイライト

2022年度の出融資・保証承諾実績は、前年度比12.1%増の約2兆3,152億円となりました。2023年3月末時点の残高は、出融資残高が約15兆9,986億円、保証残高は約1兆5,376億円、合計約17兆5,362億円となりました。

2022年7月に創設した、「グローバル投資強化ファミリー」を通じて、日本企業による脱炭素化をはじめとする地球環境保全への貢献、およびサプライチェーン強靱化、質高インフラ展開や海外における新たな市場創出の支援に取り組みました。また、地球規模課題への対処として、脱炭素化社会の実現、水素・アンモニアといった

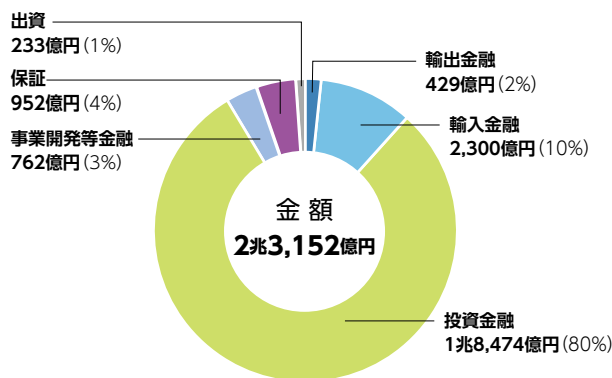
次世代エネルギーの推進に向けて、海外の政府・政府機関等との関係強化に努めました。

2022年度における各分野の主な取り組みは以下のとおりです。

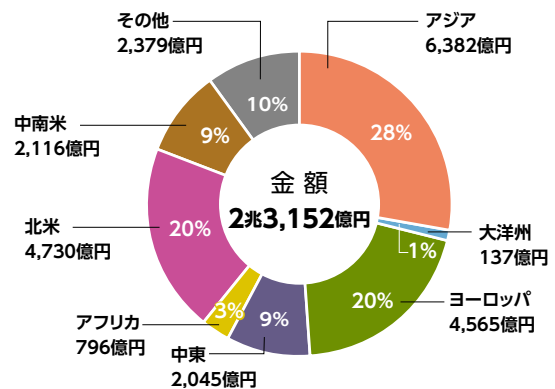
### 日本企業の戦略的な海外事業活動を支援

日本企業による米国のアニメ配信企業や半導体関連企業等の買収に必要な資金を融資したほか、フィンテック分野のスタートアップによる米国の決済処理サービス事業会社の買収を共同出資の形で支援する等、さまざまな産業分野において、スタートアップを含む日本企業の

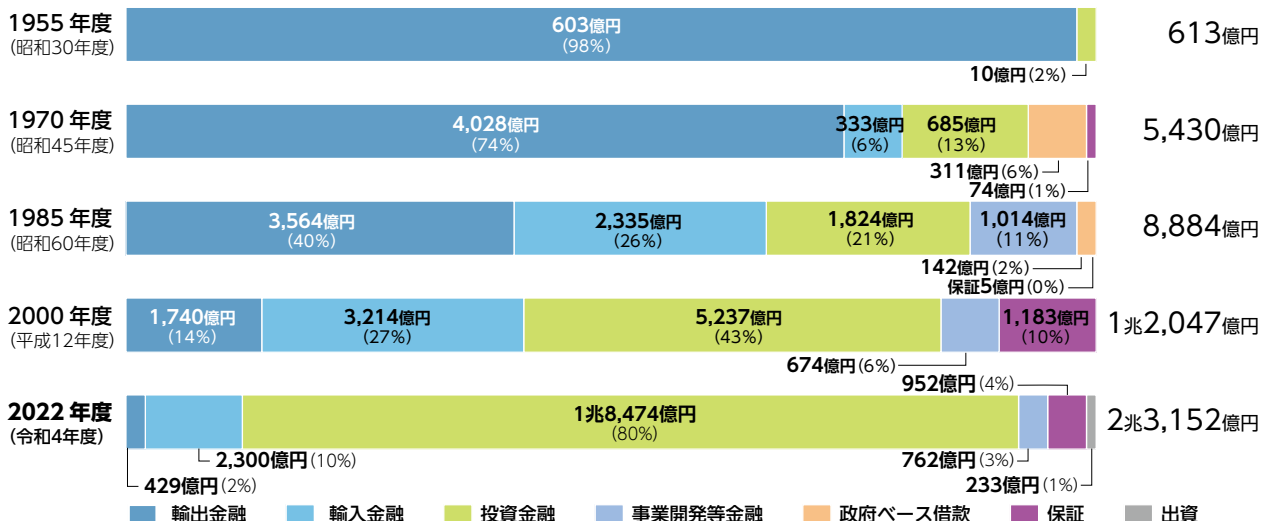
■ 出融資・保証承諾状況(金融目的別) 2022年度(令和4年度)



■ 出融資・保証承諾状況(地域別) 2022年度(令和4年度)



## ■ 出融資・保証実績の推移(承諾額)





海外M&Aを支援しました。また、日本企業のサプライチェーン強靱化支援として、日本企業が米国で実施する半導体のスパッタリング・ターゲット材の製造・販売事業および日本企業がハンガリーで実施するリチウムイオン電池用カルボキシメチルセルロースの製造・販売事業等向けに融資を行いました。

### 中堅・中小企業の海外事業展開支援

日本の中堅・中小企業の海外事業展開支援を目的として、タイにおける食品加工機械の販売事業およびマレーシアにおけるリサイクルPET樹脂の製造・販売事業等、日本の地域金融機関との協調により、計64件、総額約98億円の融資・保証承諾を行いました。また、地域金融機関と連携し、中堅・中小企業の海外事業展開支援に資する情報発信等を多数行いました。

### 地球環境保全効果が高い事業を支援

地球環境保全業務（GREEN）（詳細はP86を参照）においては、サウジアラビア・エジプト間の国際連系線事業およびインドの廃棄物発電事業等に必要な資金を融資しました。この分野における2022年度の融資・保証承諾は計12件、総額約3,028億円となりました。

### アジアのエネルギー・トランジションを支援

アジア地域においては、日本政府が掲げる「アジア・ゼロエミッション共同体（AZEC）構想」に沿う形で、ホスト国政府等とのエンゲージメントに加え、インドネシアおよびベトナム等の再生可能エネルギー等案件の組成を通じ、同地域の脱炭素化に向けた支援を強化しました。

### 次世代エネルギー分野の案件形成を支援

脱炭素社会実現の鍵として期待される水素・アンモニア等の次世代エネルギー分野の取り組みを強化するため、海外の政府・政府機関等との間で覚書を締結しました。

### 日本にとって重要な資源の海外における開発および取得の促進への取り組み

資源の多くを海外輸入に頼る日本にとって、自主開発比率向上による中長期的な資源の安定確保・開発を進めていくことは重要な課題です。JBICは、資源の上流権益の獲得、調達先の分散化、資源国との関係強化等を通じて、資源の長期安定的な確保に金融面から貢献しています。2022年度においては、資源分野での取り組みとして、計6件、総額約4,297億円の融資承諾を実施しました。具体例として、カナダにおけるリサイクル資源である電気・電子廃棄物の権益取得に必要な資金等を融資しました。

### 多国間連携

多国間連携としては、Quad 首脳合意を踏まえインドの新型コロナウイルス感染症対策のためのヘルスケア関連事業を融資により支援しました。また、日米豪3カ国のパートナーシップの下、南太平洋島嶼国の通信会社の買収に必要な資金にかかる融資に対する保証を供与しました。

### その他の取り組み

ウクライナ周辺国支援として、ポーランドの政府系金融機関との間でポーランドおよびウクライナ周辺国におけるエネルギー安全保障強化等に向けた覚書、国際機関との間で中東欧地域におけるエネルギー・デジタル変革等に向けた覚書を締結しました。

2022年度のポストコロナ成長ファシリティ（2022年6月30日をもって終了）の融資・保証承諾実績は、計25件、総額約424億円、グローバル投資強化ファシリティの融資・保証承諾実績は、計91件、総額約2兆1,384億円となりました。

## ■ 調査活動、海外の政府機関・国際機関等との連携

JBICは、海外投資や国際金融等に関する調査・研究を行っています。さまざまな分野において、海外の政府機関や国内外の研究機関、有識者等とも交流しつつ、各種情報の収集・分析やナレッジ提供等に取り組んでいます。

### 「わが国製造業企業の海外事業展開に関する調査」

JBICは、第34回目となるアンケート調査「わが国製造業企業の海外事業展開に関する調査」を実施しました。1989年から実施している本調査は、日本の製造業企業の海外事業展開の方向性や課題を把握するもので、その

独自性や継続性等の観点から広く注目を集めています。

2022年度の調査では、「海外事業展開の実績評価」、「中期的な事業展開姿勢」、「有望事業展開先国・地域」などの定例テーマに加え、個別テーマとして「ウクライナ侵攻の影響」、「サプライチェーンと地政学リスク」、「サステナビリティに向けた取り組み」などについて調査を実施しました。調査では、昨年度までコロナ禍の影響を受け減速・停滞していた海外事業展開に回復の兆しがみられる結果となりました。また「有望国ランキング」では中国が得票率を大きく落とす一方、インドが幅広い業種で支持を拡大し3年ぶりに首位に返り咲きました。「ウクライナ侵攻の影響」では、ロシアのウクライナ侵攻でマイナスの影響があったと回答した企業は全体の約9割にのぼり、ウクライナ侵攻の影響で化石燃料価格が高騰する中で、再生可能エネルギーへの投資・活用拡大に対する期待感を反映し、脱炭素の取り組みが「加速する」と答えた企業が「減速する」とした企業を大きく上回る結果となりました。

JBICでは、調査結果を対外発表するとともに、2022年度はセミナーを開催するなど、広く情報提供を行っています。また、海外でも在外日本人商工会議所等への説明会を開催しているほか、本調査の成果は外国政府に対する政策提言などに有効活用されています。



### 海外の政府機関・国際機関等との連携

2022年5月、JBICは東京で開催された日米豪印首脳会合の機会に合わせて、豪州輸出金融公社 (EFA)、太平洋諸島地域のための豪州インフラ融資ファシリティ (AIFFP)、インド輸出入銀行および米国国際開発金融公社 (USDFC) の各政府機関トップとの間で、日米豪印連携のさらなる深化に向けたラウンドテーブルを開催しました。このラウンドテーブルでは、(1) 脱炭素化に向けたエネルギー・トランジションのための低炭素技術や水素技術の活用、(2) 5Gネットワーク構築やサイバーセキュリティの確保、(3) 資源・重要物資等の安定供給および (4) 資源、エネルギー、医療、食糧といった重要物

資の安定供給の確保およびグローバルなサプライチェーン強靱化の重要性を認識するとともに、こうした分野での各機関の連携に向けた協力の推進に合意しました。



日米豪印ラウンドテーブル モニター前で

2022年7月、経済協力開発機構 (OECD) およびアジア開発銀行研究所 (ADB) 共催の「High-Level Seminar on Quality Infrastructure Investment in Asia」に、JBICアジア大洋州地域統括の松田 (当時) がパネリストとして登壇しました。本イベントは、インドネシア・バリ島で開催されたG20財務大臣・中央銀行総裁会議に合わせて開かれたもので、アジア・大洋州地域における質の高い、持続可能なインフラ投資を実現するための政策手段や提言について意見交換を行いました。「Addressing what sustainability means for infrastructure investment in Asia」をテーマとするパネルディスカッションにJBIC松田が登壇し、インフラ投資の意思決定に際してのESG関連情報の役割や課題、気候関連財務情報開示タスクフォース (TCFD) 提言等に基づくESG関連情報の適切な開示等を宣言したJBICのESGポリシー、質の高い、持続可能なインフラ投資を実現するための、ホスト国政府等とのエンゲージメント事例等についてプレゼンテーションを行いました。



[High-Level Seminar on Quality Infrastructure Investment in Asia]

2022年10月には、JBICは、米州開発銀行 (IDB) および米州投資公社 (IDB Invest) との間で、中南米地域における協業に向けた会議を開催しました。本会議では、両機関の重点取組分野の紹介および協業可能性に係る意見交換ならびに中南米地域における協業案件の形成に向けて議論を行いました。エネルギー分野でのサステナビリティ推進や社会インフラ整備等の分野での協業可能性について活発な意見交換を行いました。両機関は、今後も、将来的な協業に向けてより一層の関係強化を図っていくことで合意しました。

JBICは、ベトナムとの間でも連携を強めています。2022年9月には、ベトナム国会の対外委員会から招待を受け、同委員会が主催する国際ワークショップ“International Experience in Energy Development for National Sustainable Development Goals”にJBICハノイ駐在員事務所首席の安居院がスピーカーとして参加しました。本ワークショップは、在ハノイの外国政府・企業、国際機関等から、①持続的発展に貢献する他国のエネルギー開発実例を学び、②ベトナムのエネルギー移行に貢献する国際的な経験共有や支援につなげ、③ベトナム国会での今後の法的枠組み整備の参考とすること等を目的に開催され、JBIC安居院は「ベトナムの現実的なエネルギー移行及びカーボンニュートラル実現に向けたJBICと日本の支援」と題する講演を行いました。2022年12月にはJBICが電力分野のチームリーダーとして参画する「日越共同イニシアティブ<sup>(注)</sup>」の下、日本側関係者とベトナム商工省 (MOIT) との間で、「電力セクター発展に向けた日越協力に係るワークショップ」を開催しました。本ワークショップは、ベトナム側のエネルギー政策動向、日本側の支援施策・技術・知見や、民間資金動員における課題等について、最新情報や課題認識等の共有を目的として、企画・実施しました。

### 地域金融機関との連携

JBICは、2022年11月、日本の地方銀行 ((株) 大垣共立銀行、(株) 七十七銀行、(株) 福岡銀行、(株) 滋賀銀行、(株) 山形銀行、(株) 常陽銀行、(株) 足利銀行) と「JBIC・地銀共同ミッション」を企画し、ハノイ市南部のハナム省を訪問しました。ハナム省は、ベトナム北部地域においてはJBICによる支援件数がハノイに次いで多く、日本の中堅・中小企業が数多く進出しています。同ミッションでは、ハナム省人民委員長と意見交換を实

施したほか、日系企業の専用エリアを兼ね備えたタイハー工業団地を視察しました。ベトナムでは、経済成長を加速させるため産業クラスターの形成を推進していますが、その実現に向けて日本の中堅・中小企業にも期待が寄せられています。JBICはハノイ事務所で構築した人的ネットワークを活かし、日越の地方間交流にも貢献したいと考えています。

2023年3月にベトナム・ハノイおよびタイ・バンコクにて、JBICは「脱炭素・EVセミナー」に講師として参加しました。本セミナーは、(株) 横浜銀行、(株) 京都銀行および(株) 広島銀行が、両国へ進出する企業を対象に、自動車産業のEV化による産業構造の変化や、サステナブルな事業の構築に向けた情報提供および交流機会の提供を目的として共催したものです。JBICからは、ハノイ駐在員事務所首席の安居院およびバンコク駐在員事務所首席の宮口が、「サステナビリティ実現に向けて～ベトナム/タイの動向と JBIC の取組ご紹介～」と題して講演を行いました。アジア諸国では、EVシフトに加え、電源全体に占める再エネ比率の引き上げ等を通じ、脱炭素化に取り組む方針が示されています。このような状況のもと、ホスト国および産業の脱炭素化に資する多様な案件事例を紹介しました。さらに、2023年3月に日本政府が主導して発足した多国間枠組み「アジア・ゼロエミッション共同体 (AZEC) 構想」の下、アジア各国の実情を踏まえた現実的なエネルギーtransitionを支援する旨にも触れました。

JBICは今後も、日本の公的金融機関として、エネルギー分野をはじめ、サステナブルな成長を実現するため、現地政府や地域金融機関等とも連携して日本企業の海外でのビジネス拡大に向けた情報発信等を積極的に行っていきます。



(注) ベトナムの投資環境を改善し、外国投資を拡大することを通じて、ベトナムの産業競争力を高めることを目的として、2003年4月日越両国首脳の間で合意によって設置された枠組みです。

## ■ 出融資等実行実績の概要

JBICの2022年度の出融資等実行実績は1兆8,113億円でした。

### 出融資等事業計画および実績推移

(単位：億円)

|           | 2019年度<br>(令和元年度) |        | 2020年度<br>(令和2年度) |        | 2021年度<br>(令和3年度) |        | 2022年度<br>(令和4年度) |        |
|-----------|-------------------|--------|-------------------|--------|-------------------|--------|-------------------|--------|
|           | 当初計画              | 実績     | 当初計画              | 実績     | 当初計画              | 実績     | 当初計画              | 実績     |
| 輸出金融      | 3,453             | 1,741  | 3,080             | 712    | 3,080             | 712    | 3,380             | 459    |
| 輸入金融・投資金融 | 16,813            | 14,900 | 19,000            | 16,995 | 17,000            | 18,985 | 15,050            | 16,310 |
| 事業開発等金融   | 800               | 97     | 870               | 766    | 5,870             | 686    | 3,020             | 1,157  |
| 出資        | 1,150             | 302    | 1,050             | 127    | 1,050             | 373    | 1,550             | 186    |
| 合計        | 22,216            | 17,041 | 24,000            | 18,602 | 27,000            | 20,757 | 23,000            | 18,113 |

## ■ 決算の概要

### 経理の特徴

#### (1) 区分経理

JBICは、株式会社国際協力銀行法第26条の2に基づき、特別業務以外の業務(一般業務) および特別業務の業務ごとに経理を区分することが求められています。

#### (2) 財務諸表の作成

JBICは、会社法および株式会社国際協力銀行法第26条に基づき財務諸表を作成し、財務大臣に提出しております。毎事業年度の財務諸表は決算報告書と共に政府に提出され、会計検査院の検査を経て国会に提出されます。

なお、JBICは、会社法に基づき連結財務諸表を作成し、株式会社国際協力銀行の会計に関する省令第5条に基づき連結貸借対照表および連結損益計算書を財務大臣に提出しております。

### 一般業務

#### (1) 損益計算書の状況

2022年度は、資源権益の取得・開発の促進支援、インフラ案件をはじめとする日本企業の海外展開支援、地球環境の保全を目的とする海外における事業促進への取り組み等により、貸出金利息等の資金運用収益5,679億円を計上したこと等から、経常収益は6,550億円となりました。一方、借入金利息等の資金調達費用4,592億円を計上したこと等から、経常費用は4,961億円となりました。結果、経常利益および当期純利益は1,589億円となりました。

#### (2) 貸借対照表の状況

資産の部は、貸出金が増加(15兆5,566億円、前事業年度末比8,335億円の増)したこと等から、19兆8,146億円となりました。負債の部は、財政融資資金借入金の増加により、借入金が増加(8兆5,094億円、前事業年度末比9,594億円の増)したこと等から、17兆2,023億円となりました。純資産の部は、前年度利益処分に係る国庫納付を行ったこと、出資金受入を行ったこと、当期純利益1,589億円を計上したこと等から、2兆6,123億円となりました。

### 特別業務

#### (1) 損益計算書の状況

2022年度は、貸出金利息等の資金運用収益20億円を計上したこと等から、経常収益は22億円となりました。一方、金利スワップ支払利息等の資金調達費用7億円を計上したこと等から、経常費用は12億円となりました。結果、経常利益および当期純利益は9億円となりました。

#### (2) 貸借対照表の状況

資産の部は、新規出資により有価証券が増加(161億円、前事業年度末比2億円の増)したこと等から、3,313億円となりました。負債の部は59億円となりました。純資産の部は、当期純利益9億円を計上したこと等から、3,254億円となりました。

## 第11期 株式会社国際協力銀行

## 【連結財務諸表等】

## 連結損益計算書

(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位：百万円)

| 科目                     | 金額             |
|------------------------|----------------|
| <b>経常収益</b>            | <b>659,923</b> |
| 資金運用収益                 | 570,567        |
| 役務取引等収益                | 22,746         |
| その他業務収益                | 44,744         |
| その他経常収益                | 21,865         |
| <b>経常費用</b>            | <b>503,404</b> |
| 資金調達費用                 | 460,022        |
| 役務取引等費用                | 3,799          |
| その他業務費用                | 2,111          |
| 営業経費                   | 24,382         |
| その他経常費用                | 13,088         |
| <b>経常利益</b>            | <b>156,518</b> |
| <b>特別利益</b>            | <b>13</b>      |
| <b>特別損失</b>            | <b>0</b>       |
| <b>税金等調整前当期純利益</b>     | <b>156,532</b> |
| 法人税、住民税及び事業税           | 13             |
| 法人税等合計                 | 13             |
| <b>当期純利益</b>           | <b>156,518</b> |
| 非支配株主に帰属する当期純損失        | △66            |
| <b>親会社株主に帰属する当期純利益</b> | <b>156,585</b> |

## 【株式会社国際協力銀行】

## 損益計算書

(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位：百万円)

| 科目           | 金額             |
|--------------|----------------|
| <b>経常収益</b>  | <b>657,216</b> |
| 資金運用収益       | 570,011        |
| 役務取引等収益      | 22,648         |
| その他業務収益      | 44,805         |
| その他経常収益      | 19,751         |
| <b>経常費用</b>  | <b>497,339</b> |
| 資金調達費用       | 460,022        |
| 役務取引等費用      | 3,111          |
| その他業務費用      | 2,111          |
| 営業経費         | 24,083         |
| その他経常費用      | 8,011          |
| <b>経常利益</b>  | <b>159,877</b> |
| <b>特別利益</b>  | <b>13</b>      |
| <b>当期純利益</b> | <b>159,890</b> |

## 連結貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 資産の部          |                             | 負債及び純資産の部          |                         |
|---------------|-----------------------------|--------------------|-------------------------|
| 科目            | 金額                          | 科目                 | 金額                      |
| 現金預け金         | 2,193,775                   | 借入金                | 8,513,677               |
| 有価証券          | 347,087 <sup>※1</sup>       | 社債                 | 6,191,755 <sup>※4</sup> |
| 貸出金           | 15,587,788 <sup>※2,※3</sup> | その他負債              | 962,446                 |
| その他資産         | 866,306 <sup>※2</sup>       | 賞与引当金              | 614                     |
| 有形固定資産        | 30,730 <sup>※5</sup>        | 役員賞与引当金            | 10                      |
| 無形固定資産        | 8,461                       | 退職給付に係る負債          | 5,690                   |
| 支払承諾見返        | 1,534,258 <sup>※2</sup>     | 役員退職慰労引当金          | 37                      |
| 貸倒引当金         | △410,526                    | 支払承諾               | 1,534,258               |
|               |                             | <b>負債の部合計</b>      | <b>17,208,488</b>       |
|               |                             | 資本金                | 2,108,800               |
|               |                             | 利益剰余金              | 1,126,210               |
|               |                             | 株主資本合計             | 3,235,010               |
|               |                             | その他有価証券評価差額金       | 25,300                  |
|               |                             | 繰延ヘッジ損益            | △323,123                |
|               |                             | 為替換算調整勘定           | 11,923                  |
|               |                             | その他の包括利益累計額合計      | △285,899                |
|               |                             | 非支配株主持分            | 283                     |
|               |                             | <b>純資産の部合計</b>     | <b>2,949,394</b>        |
| <b>資産の部合計</b> | <b>20,157,883</b>           | <b>負債及び純資産の部合計</b> | <b>20,157,883</b>       |

※1～※5については資料編P25-26をご参照ください。

## 貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 資産の部          |                             | 負債及び純資産の部          |                         |
|---------------|-----------------------------|--------------------|-------------------------|
| 科目            | 金額                          | 科目                 | 金額                      |
| 現金預け金         | 2,192,966                   | 借入金                | 8,513,677               |
| 有価証券          | 336,939 <sup>※1</sup>       | 社債                 | 6,191,755 <sup>※4</sup> |
| 貸出金           | 15,587,788 <sup>※2,※3</sup> | その他負債              | 962,159                 |
| その他資産         | 865,400 <sup>※2</sup>       | 賞与引当金              | 614                     |
| 有形固定資産        | 30,710                      | 役員賞与引当金            | 10                      |
| 無形固定資産        | 8,461                       | 退職給付引当金            | 5,690                   |
| 支払承諾見返        | 1,534,258 <sup>※2</sup>     | 役員退職慰労引当金          | 37                      |
| 貸倒引当金         | △410,526                    | 支払承諾               | 1,534,258               |
|               |                             | <b>負債の部合計</b>      | <b>17,208,202</b>       |
|               |                             | 資本金                | 2,108,800               |
|               |                             | 利益剰余金              | 1,126,821               |
|               |                             | 株主資本合計             | 3,235,621               |
|               |                             | その他有価証券評価差額金       | 25,300                  |
|               |                             | 繰延ヘッジ損益            | △323,123                |
|               |                             | 評価・換算差額等合計         | △297,823                |
|               |                             | <b>純資産の部合計</b>     | <b>2,937,797</b>        |
| <b>資産の部合計</b> | <b>20,146,000</b>           | <b>負債及び純資産の部合計</b> | <b>20,146,000</b>       |

※1～※4については資料編P55をご参照ください。

【一般業務勘定】

損益計算書

(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位：百万円)

| 科目           | 金額             |
|--------------|----------------|
| <b>経常収益</b>  | <b>655,075</b> |
| 資金運用収益       | 567,939        |
| 役務取引等収益      | 22,648         |
| その他業務収益      | 44,835         |
| その他経常収益      | 19,651         |
| <b>経常費用</b>  | <b>496,162</b> |
| 資金調達費用       | 459,290        |
| 役務取引等費用      | 3,055          |
| その他業務費用      | 2,111          |
| 営業経費         | 23,693         |
| その他経常費用      | 8,011          |
| <b>経常利益</b>  | <b>158,912</b> |
| <b>特別利益</b>  | <b>13</b>      |
| <b>当期純利益</b> | <b>158,926</b> |

貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 資産の部          |                   | 負債及び純資産の部          |                   |
|---------------|-------------------|--------------------|-------------------|
| 科目            | 金額                | 科目                 | 金額                |
| 現金預け金         | 1,910,138         | 借入金                | 8,509,477         |
| 有価証券          | 320,801           | 社債                 | 6,191,755         |
| 貸出金           | 15,556,651        | その他負債              | 960,530           |
| その他資産         | 863,958           | 賞与引当金              | 602               |
| 有形固定資産        | 30,710            | 役員賞与引当金            | 9                 |
| 無形固定資産        | 8,461             | 退職給付引当金            | 5,651             |
| 支払承諾見返        | 1,534,258         | 役員退職慰労引当金          | 37                |
| 貸倒引当金         | △410,342          | 支払承諾               | 1,534,258         |
|               |                   | <b>負債の部合計</b>      | <b>17,202,322</b> |
|               |                   | 資本金                | 1,785,500         |
|               |                   | 利益剰余金              | 1,125,842         |
|               |                   | 株主資本合計             | 2,911,342         |
|               |                   | その他有価証券評価差額金       | 24,707            |
|               |                   | 繰延ヘッジ損益            | △323,734          |
|               |                   | 評価・換算差額等合計         | △299,026          |
|               |                   | <b>純資産の部合計</b>     | <b>2,612,316</b>  |
| <b>資産の部合計</b> | <b>19,814,638</b> | <b>負債及び純資産の部合計</b> | <b>19,814,638</b> |

【特別業務勘定】

損益計算書

(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位：百万円)

| 科目           | 金額           |
|--------------|--------------|
| <b>経常収益</b>  | <b>2,234</b> |
| 資金運用収益       | 2,071        |
| その他経常収益      | 163          |
| <b>経常費用</b>  | <b>1,270</b> |
| 資金調達費用       | 731          |
| 役務取引等費用      | 56           |
| その他業務費用      | 30           |
| 営業経費         | 452          |
| <b>経常利益</b>  | <b>964</b>   |
| <b>当期純利益</b> | <b>964</b>   |

貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 資産の部          |                | 負債及び純資産の部          |                |
|---------------|----------------|--------------------|----------------|
| 科目            | 金額             | 科目                 | 金額             |
| 現金預け金         | 282,827        | 借入金                | 4,200          |
| 有価証券          | 16,138         | その他負債              | 1,666          |
| 貸出金           | 31,137         | 賞与引当金              | 11             |
| その他資産         | 1,478          | 役員賞与引当金            | 0              |
| 貸倒引当金         | △183           | 退職給付引当金            | 39             |
|               |                | 役員退職慰労引当金          | 0              |
|               |                | <b>負債の部合計</b>      | <b>5,917</b>   |
|               |                | 資本金                | 323,300        |
|               |                | 利益剰余金              | 978            |
|               |                | 株主資本合計             | 324,278        |
|               |                | その他有価証券評価差額金       | 592            |
|               |                | 繰延ヘッジ損益            | 610            |
|               |                | 評価・換算差額等合計         | 1,202          |
|               |                | <b>純資産の部合計</b>     | <b>325,481</b> |
| <b>資産の部合計</b> | <b>331,398</b> | <b>負債及び純資産の部合計</b> | <b>331,398</b> |

## ■ 資金調達

JBICはその活動に必要な資金を、財政融資資金借入金、政府保証外債、外国通貨長期借入金、財投機関債、政府出資金および外国為替資金借入金等の多様な手段により調達しています。

JBICの融資業務は長期融資であることから、融資期間に応じた長期の資金調達を実施しています。

財政融資資金、政府保証外債発行および外国通貨長期借入金にかかる政府保証並びに政府出資金等については、国の予算（一般会計予算および特別会計予算）の一環として国会に提出され、JBICの収入支出予算と共に国会の承認を得ています。近年の資金調達実績および2023年度の資金調達計画は以下のとおりです。

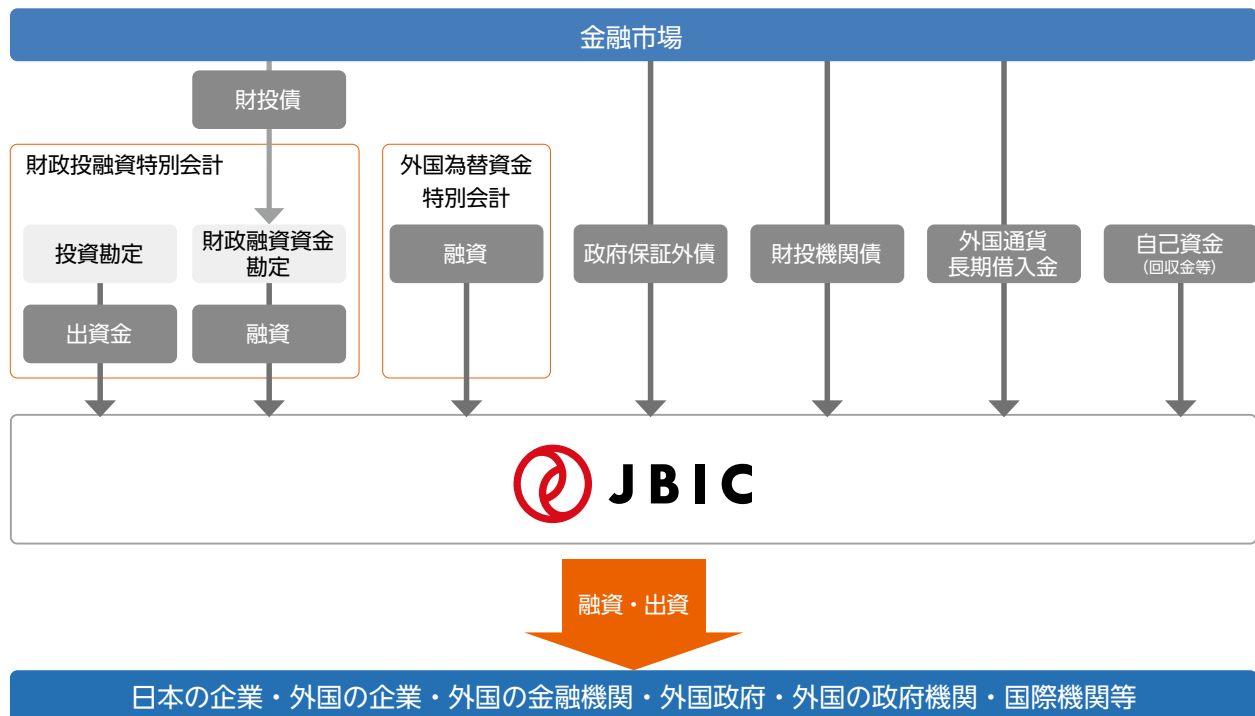
### 資金調達の実績と計画

(単位：億円)

|                       | 2019年度実績<br>(令和元年度) | 2020年度実績<br>(令和2年度) | 2021年度実績<br>(令和3年度) | 2022年度実績<br>(令和4年度) | 2023年度計画<br>(令和5年度) |
|-----------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|
| 財政投融資特別会計投資勘定出資金      | 985                 | 800                 | 600                 | 850                 | 900                 |
| 財政融資資金借入金             | 437                 | 149                 | 115                 | 9,092               | 9,810               |
| 外国為替資金借入金             | 4,229               | 20,511              | 12,991              | 25,238              | —                   |
| 外国通貨長期借入金             | —                   | —                   | —                   | —                   | 400                 |
| 政府保証外債 <sup>(注)</sup> | 8,494               | 8,334               | 6,423               | 10,718              | 18,450              |
| 財投機関債 <sup>(注)</sup>  | —                   | —                   | —                   | —                   | 200                 |
| 回収金等によるその他自己資金等       | 2,895               | △ 11,192            | 627                 | △ 27,785            | △ 3,260             |
| 合計                    | 17,041              | 18,602              | 20,757              | 18,113              | 26,500              |

(注) 債券の金額は額面ベース

### JBICの資金調達構造



## 政府保証外債

JBICは、所要資金の一部を国際資本市場における政府保証外債の発行によって調達しています。2022年度末現在の政府保証外債の残高(額面ベース)は、6兆1,814億円、JBICの借入金残高(借入金および債券の合計)の42.01%となっています。JBICは、政策効果を発揮するために必要な場合には外貨建て融資を実施しており、政府保証外債によって調達した資金は、このような外貨建て融資の原資に充当しています。

また、JBICは、2021年10月に国際資本市場協会(ICMA)のガイドラインに基づき「JBICグリーンボンドフレームワーク」を策定し、2022年1月にはJBIC初のグリーンボンドを発行しました。本グリーンボンドは日本政府保証外債としても初の取り組みです。2022年10月には2回目のグリーンボンドも発行しました。グリーンボンドの発行により調達した資金は、「JBICグリーンボンドフレームワーク」に基づき脱炭素社会に向けた再生可能エネルギー事業やグリーン・モビリティ事業向けグリーンファイナンスの必要資金に充当しています。

2023年度予算においては、最大1兆8,450億円相当の政府保証外債の発行による資金調達を計画しています。

既発行済の政府保証外債は、格付機関より日本政府と同等の高い格付を取得しており(2023年9月6日現在、ムーディーズ・ジャパン(Moody's):A1、S&Pグローバル・レーティング・ジャパン(S&P):A+)、また預金取扱金融機関のBIS自己資本比率算出にかかるリスクウェイトがゼロの資産として取り扱われるなど、国際資本市場の投資家に対して優良な投資機会を提供しています。

## 財投機関債

JBICは、財政投融資制度改革の趣旨を踏まえ、発行体自身の信用力に依拠した金融市場からの資金調達を行うべく、2001年度から国内資本市場において、政府保証の付かない債券(財投機関債)を継続的に発行してきました。2023年度予算においては最大200億円の発行による資金調達が計画されています。

既発行済の財投機関債の格付は下記のとおりとなっており、いずれも日本政府と同等の高い格付となっています(2023年9月6日現在)。なお、預金取扱金融機関のBIS自己資本比率算出にかかるリスクウェイトは10%の資産として取り扱われています。

格付投資情報センター(R&I): .....AA+  
日本格付研究所(JCR): .....AAA  
Moody's: .....A1  
S&P: .....A+